

由布市 障がい福祉のハンドブック



令和5年度版



由布市福祉事務所 福祉課

「由布市障がい福祉のハンドブック」について

このハンドブックは、障がい福祉に関する制度やサービス、関係機関などについて記載したものです。障がいのある方にもない方にもご活用いただくことで、由布市の福祉の増進を図ることを目的として作成しました。

このハンドブックの内容にご不明な点がありましたら、それぞれの担当窓口にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

なお、この冊子の内容は、令和6年1月1日現在を基準に作成したものです。法改正などによって内容が変わることがありますので、詳細については、それぞれの担当窓口にお問い合わせください。

(作成)

由布市福祉事務所 福祉課 障がい福祉係

目 次

障がい者手帳の等級別サービス一覧	1~4
知っていますか？ まちでみかける“マーク”のあれこれ	5~10
個人番号（マイナンバー）の記入が必要な手続きについて！	11
1. 手帳の交付	12
身体障害者手帳	13
療育手帳	14
精神障害者保健福祉手帳	15
2. 給付金・手当・年金等	16
障がい者福祉給付金	17
特別障害者手当	18
障害児福祉手当	19
特別児童扶養手当	20
児童扶養手当	21
心身障害者扶養共済制度	21
障害基礎年金	22
生活福祉資金の貸付	22
3. 医療	23
重度心身障がい者医療費助成制度（重度医療）	24~25
自立支援医療（更生医療・育成医療）	26
自立支援医療（精神通院医療）	27
難病医療費助成制度	27
後期高齢者医療制度	28
特定疾病療養費	28
4. 補装具・日常生活用具・住宅改造・自動車改造	29
補装具費の支給	30
障がい者スポーツ競技用装具購入費の助成	31
日常生活用具の給付	31~32
居宅生活動作補助用具の給付	33
在宅重度障がい者住宅改造費の助成	34
身体障がい者自動車改造費の助成	35
医療的ケア児者非常用発電装置等購入費の助成	36
5. 税の減免等	37
所得税・住民税の控除	38
自動車税（種別割・環境性能割）、 軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免	39

6. 交通運賃・公共料金等の割引	40
JR 旅客運賃の割引	41
航空運賃の割引	41
船舶運賃の割引	42
バス料金の割引	42
コミュニティバス（ユーバス）料金	42
タクシー料金の割引	42
有料道路通行料金の割引	43
NHK 放送受信料の減免	44
携帯電話基本料金の割引	45
郵便料金	45
7. 障害者総合支援法のサービス利用	46
障害福祉サービス	47～51
障害児通所支援	52～53
地域生活支援事業	54～56
サービスを利用するまでの流れ	57～58
サービスを利用したときにかかる費用	58
サービス事業所マップ	59～60
8. 社会参加の促進	61
手話通訳者・要約筆記者の派遣	62
盲ろう者通訳介助員の派遣	62
点字図書、録音図書の貸出・閲覧	63
字幕入り DVD 等の貸出・閲覧	63
大分県立図書館 障がい者宅配貸出サービス	63
緊急時の通報先 （FAX110 番・FAX119 通報・メール 119 通報）	64
ヘルプマーク	65
ヘルプカード	65
大分あったか・はーと駐車場利用証制度	66
「駐車禁止除外指定車標章」の交付	67
由布市相談支援ファイル「スクラム」	68
福祉車両を配車しているタクシー事業者等	68
9. 相談窓口	69
身体障害者相談員	70
知的障害者相談員	70
緊急時の連絡先（緊急時入所支援）	70
大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター （障がい者 110 番）	70
各種専門相談窓口一覧	71～72
関係行政機関一覧	73
その他関係機関一覧	73

障がい者手帳の等級別サービス一覧

【身体障害者手帳】

◎：障がい者・障がい児 ●：障がい者のみ (18歳以上) ◆：障がい児のみ (18歳未満) ▲：一部のみ該当	給付金・手当・年金等					医療				生活用具等				税の減免等				交通運賃・公共料金等							
	障がい者福祉給付金	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	心身障害者扶養共済制度	障害基礎(厚生)年金等	重度心身障がい者医療費助成	更生医療	育成医療	後期高齢者医療	補装具費の支給	日常生活用具の給付	住宅改造費の助成	自動車改造費の助成	所得税の障害者控除	住民税の障害者控除	自動車税等の減免	軽自動車税等の減免	JR旅客運賃の割引	バス・タクシー等の割引	有料道路の割引	NHK放送受信料の減免	郵便料		
掲載ページ	17	18	19	20	21	22	24	26	26	28	30	31	34	35	38	38	39	39	41	42	43	44	45		
担当窓口	福祉課	福祉課	福祉課	子育て支援課	福祉課	大分年金事務所	福祉課	福祉課	福祉課	保険課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	大分税務署	税務課	大分県税事務所	税務課	JR窓口	各交通機関	福祉課	福祉課	郵便局窓口		
※連絡先は、掲載ページをご覧ください。																									
身体障害者手帳	視覚障がい	1	◎	18	19	20	◎	22	◎	●	◆	●	◎	31	▲	35	◎	◎	39	39	◎	◎	◎	44	◎
		2	◎	18	19	20	◎	22	◎	●	◆	●	◎	31	▲	35	◎	◎	39	39	◎	◎	◎	44	◎
		3	◎	18	19	20	◎	22	▲	●	◆	●	◎	31	▲	35	◎	◎	39	39	◎	◎	◎	44	◎
		4	◎	18	19	20	◎	22	◎	●	◆	●	◎	31	▲	35	◎	◎	39	39	◎	◎	▲	44	◎
		5	◎	18	19	20	◎	22	◎	●	◆	●	◎	31	▲	35	◎	◎	39	39	◎	◎	●	44	◎
		6	◎	18	19	20	◎	22	◎	●	◆	●	◎	31	▲	35	◎	◎	39	39	◎	◎	●	44	◎
	聴覚・ 平衡機能障がい	2	◎	18	19	20	◎	22	◎	●	◆	●	◎	31	▲	35	◎	◎	39	39	◎	◎	◎	44	◎
		3	◎	18	19	20	◎	22	▲	●	◆	●	◎	31	▲	35	◎	◎	39	39	◎	◎	◎	44	◎
		4	◎	18	19	20	◎	22	◎	●	◆	●	◎	31	▲	35	◎	◎	39	39	◎	◎	●	44	◎
		5	◎	18	19	20	◎	22	◎	●	◆	●	◎	31	▲	35	◎	◎	39	39	◎	◎	●	44	◎
		6	◎	18	19	20	◎	22	◎	●	◆	●	◎	31	▲	35	◎	◎	39	39	◎	◎	●	44	◎
		6	◎	18	19	20	◎	22	◎	●	◆	●	◎	31	▲	35	◎	◎	39	39	◎	◎	●	44	◎
	音声・言語・ そしゃく機能障がい	3	◎	18	19	20	◎	22	▲	●	◆	●	◎	31	▲	35	◎	◎	39	39	◎	◎	●	44	◎
		4	◎	18	19	20	◎	22	◎	●	◆	▲	◎	31	▲	35	◎	◎	39	39	◎	◎	●	44	◎
	肢体不自由 (上肢、下肢、 体幹、運動 機能障がい)	1	◎	18	19	20	◎	22	◎	●	◆	●	◎	31	▲	35	◎	◎	39	39	◎	◎	◎	44	◎
		2	◎	18	19	20	◎	22	◎	●	◆	●	◎	31	▲	35	◎	◎	39	39	◎	◎	▲	44	◎
		3	◎	18	19	20	◎	22	▲	●	◆	●	◎	31	▲	35	◎	◎	39	39	◎	◎	▲	44	◎
		4	◎	18	19	20	◎	22	◎	●	◆	▲	◎	31	▲	35	◎	◎	39	39	◎	◎	●	44	◎
		5	◎	18	19	20	◎	22	◎	●	◆	●	◎	31	▲	35	◎	◎	39	39	◎	◎	●	44	◎
		6	◎	18	19	20	◎	22	◎	●	◆	●	◎	31	▲	35	◎	◎	39	39	◎	◎	●	44	◎
	内部障がい (心臓、じん臓、 呼吸器、ぼうこう・ 直腸、小腸、免疫、 肝臓機能障がい)	1	◎	18	19	20	◎	22	◎	▲	▲	●	▲	▲	▲	◎	◎	◎	39	39	◎	◎	◎	44	◎
		2	◎	18	19	20	◎	22	◎	▲	▲	●	▲	▲	▲	◎	◎	◎	39	39	◎	◎	◎	44	◎
		3	◎	18	19	20	◎	22	▲	▲	▲	●	▲	▲	▲	◎	◎	◎	39	39	◎	◎	◎	44	◎
		4	◎	18	19	20	◎	22	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	◎	◎	◎	39	39	◎	◎	▲	44	◎
備考	住所要件あり	所得制限あり	所得制限あり	所得制限あり	任意加入	所得制限あり	所得制限あり	所得制限あり	65歳以上	所得制限あり	所得制限あり	所得制限あり	所得制限あり										事前登録が必要		

障がい者手帳の等級別サービス一覧

【療育手帳・精神障害者保健福祉手帳】

	給付金・手当・年金等						医療			生活用具等		税の減免等				交通運賃・公共料金等				
	障がい者福祉給付金	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	心身障害者扶養共済制度	障害基礎（厚生）年金等	重度心身障がい者医療費助成	精神通院医療	後期高齢者医療	日常生活用具の給付	住宅改造費の助成	所得税の障害者控除	住民税の障害者控除	自動車税等の減免	軽自動車税等の減免	JR旅客運賃の割引	バス・タクシー等の割引	有料道路の割引	NHK放送受信料の減免	郵便料金
◎：障がい者・障がい児 ●：障がい者のみ（18歳以上） ▲：一部のみ該当																				
掲載ページ	17	18	19	20	21	22	24	27	28	31	34	38	38	39	39	41	42	43	44	45
担当窓口 ※連絡先は、掲載ページをご覧ください。	福祉課	福祉課	福祉課	子育て支援課	福祉課	大分年金事務所	福祉課	福祉課	保険課	福祉課	福祉課	大分税務署	税務課	大分県税事務所	税務課	JR窓口	各交通機関	福祉課	福祉課	郵便局窓口
療育手帳	A1	◎	18ページをご覧ください。詳しくは、お問い合わせください。	19ページをご覧ください。詳しくは、お問い合わせください。	20ページをご覧ください。詳しくは、お問い合わせください。	22ページをご覧ください。詳しくは、お問い合わせください。	◎	▲	●	31～33ページをご覧ください。	▲	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	A2	◎				◎	◎	▲	●		▲	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	B1	◎				◎	▲	▲				◎	◎			◎	◎			
	B2	◎				◎	▲	▲				◎	◎			◎	◎			
精神障害者保健福祉手帳	1	◎			▲	◎	◎	◎	●		▲	◎	◎	◎	◎		◎			
	2	◎			▲			◎	●			◎	◎				◎			
	3	◎			▲			◎				◎	◎				◎			
備考	住所要件あり	所得制限あり	所得制限あり	所得制限あり	任意加入	所得制限あり	所得制限あり	65歳以上	所得制限あり	所得制限あり									事前登録が必要	

※この表は目安です。具体的な内容は、担当窓口にお問い合わせください。
 ※介護保険対象者は、介護保険制度が優先となるサービスがあります。

	社会参加	外出の支援			在宅サービス							就労等のサービス			児童の通所サービス			
		ヘルプマーク・ヘルプカード	あったか・はーと駐車場	行動支援	移動支援	居宅介護	重度訪問介護	短期入所	生活介護	自立生活援助	日中一時支援	地域活動支援センター	就労移行支援	就労継続支援	自立訓練	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
◎：障がい者・障がい児 ●：障がい者のみ（18歳以上） ▲：一部のみ該当																		
掲載ページ	65	66	47	54	47	47	47	48	47	54	54	48	48	48	52	52	52	
担当窓口 ※連絡先は、掲載ページをご覧ください。	福祉課	由布保健部	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	福祉課	
療育手帳	A1	◎	◎	47、54	47、54	47、54	47、54	48、54	47、54	54、54	54、54	48、48	48、48	48、48	52、52	52、52	52、52	
	A2	◎	◎	49、57	49、57	49、57	49、57	49、57	50、57	56、60	56、60	57、57	50、57	57、60	53、57	53、57	57、60	
	B1	◎		57、60	57、60	57、60	57、60	57、60	57、60	60、60	60、60	60、60	57、60	60、60	57、60	57、60	60、60	
	B2	◎		60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	
精神障害者 保健福祉手帳	1	◎	◎	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	
	2	◎		60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	
	3	◎		60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	60ページを ご覧ください。	
備考		市役所での申請可																

知っていますか？

まちでみかける“マーク”のあれこれ



普段生活していると標識や企業のロゴなど、たくさんの“マーク”を見かけますが、実はその中には「障がい者」に関するものが多くあります。

ここでは、その一例を紹介します。

◎ 障がい者のための国際シンボルマーク



障がいのある方が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。車椅子の図柄となっていますが、車椅子を利用する方に限らず、全ての障がいのある方を対象としています。マークの使用については、国際リハビリテーション協会が定めています。

〈所管〉 ※マークについての問い合わせ先
公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会

◎ 盲人のための国際シンボルマーク



視覚障がいのある方の安全やバリアフリーに考慮された建物や設備などに付けられる世界共通のマークで、世界盲人連合によって制定されました。信号機や国際点字郵便物、書籍などで身近に見かけるマークです。

〈所管〉 ※マークについての問い合わせ先
社会福祉法人 日本盲人福祉委員会

◎ 身体障害者標識（身体障がい者マーク）



肢体不自由（腕や脚などの障がい）であることを理由に自動車運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、この表示は努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

<所管> ※マークについての問い合わせ先
警察庁 交通局 交通企画課

◎ 聴覚障害者標識（聴覚障がい者マーク）



聴覚障がいであることを理由に自動車運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、この表示は義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

<所管> ※マークについての問い合わせ先
警察庁 交通局 交通企画課

◎ 耳マーク



「聞こえ」が不自由であることを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。外見からはわかりにくい聴覚障がいのある方に対して、口元をみせながらはっきり話す、筆談をするなど、コミュニケーションの方法などの配慮を促す目的もあります。

<所管> ※マークについての問い合わせ先
一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

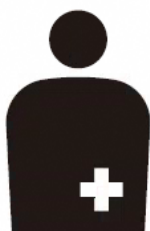
◎ ほじょ犬マーク



盲導犬、介助犬、聴導犬といった「身体障害者補助犬」について定めた身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。公共施設や交通機関、民間施設は、身体障がいのある方が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。

<所管> ※マークについての問い合わせ先
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

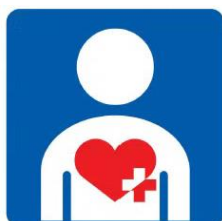
◎ オストメイト用設備・オストメイト



「オストメイト」とは、がんなどで人工肛門・人工ぼうこうを造設している排泄機能に障がいのある方のことです。身障者トイレや多機能トイレなど、このマークのあるトイレには、オストメイトのための設備があります。

<所管> ※マークについての問い合わせ先
公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団

◎ ハート・プラスマーク



内部障がいのある方を表すマークです。身体内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓機能）に障がいのある方は、外見からは障がいがあることがわかりにくく、周囲から誤解を受けることがあります。そういった内部障がいのある方の存在を視覚的に示すものです。

<所管> ※マークについての問い合わせ先
特定非営利活動法人 ハート・プラスの会

◎ 「白杖 SOS シグナル」 普及啓発シンボルマーク



マークのように白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS を示している視覚障がいのある方を見かけたら、すすんで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発のためのシンボルマークです。

<所管> ※マークについての問い合わせ先
岐阜市福祉部 障がい福祉課

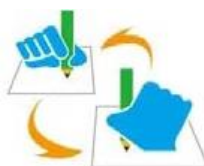
◎ 手話マーク



聴覚障がいのある方が手話によるコミュニケーションの配慮を求めていることや、手話による対応が可能である施設・店舗などであることを表します。

<所管> ※マークについての問い合わせ先
一般財団法人 全日本ろうあ連盟

◎ 筆談マーク



聴覚障がいのある方や音声・言語機能障がいのある方、知的障がいのある方、外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めていることや、筆談による対応が可能である施設・店舗などであることを表します。

<所管> ※マークについての問い合わせ先
一般財団法人 全日本ろうあ連盟

◎ ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病、妊娠初期の方など、外見からはわからなくても配慮や援助を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

<所管> ※マークについての問い合わせ先
東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課

◎ ヘルプカード



内部障がいや難病など、外見からはわからなくても配慮や援助を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのものです。「ちょっと手助けが必要な方」と「ちょっと手助けをしたい方」を結ぶカードです。

<所管> ※マークについての問い合わせ先
大分県福祉保健部 障害者社会参加推進室

◎ 「大分あったか・はーと駐車場」マーク



障がいのある方や介護が必要な方、妊産婦など、車の乗降や歩行が困難な方からの申請を受けて、大分県が「大分あったか・はーと駐車場利用証」を交付します。

利用証を車のルームミラーなどに設置することで、このマークが表示されている駐車場を利用することができます。

<所管> ※マークについての問い合わせ先
大分県福祉保健部 福祉保健企画課



見たことのあるマーク、意味を知っている
マークは、いくつありましたか？

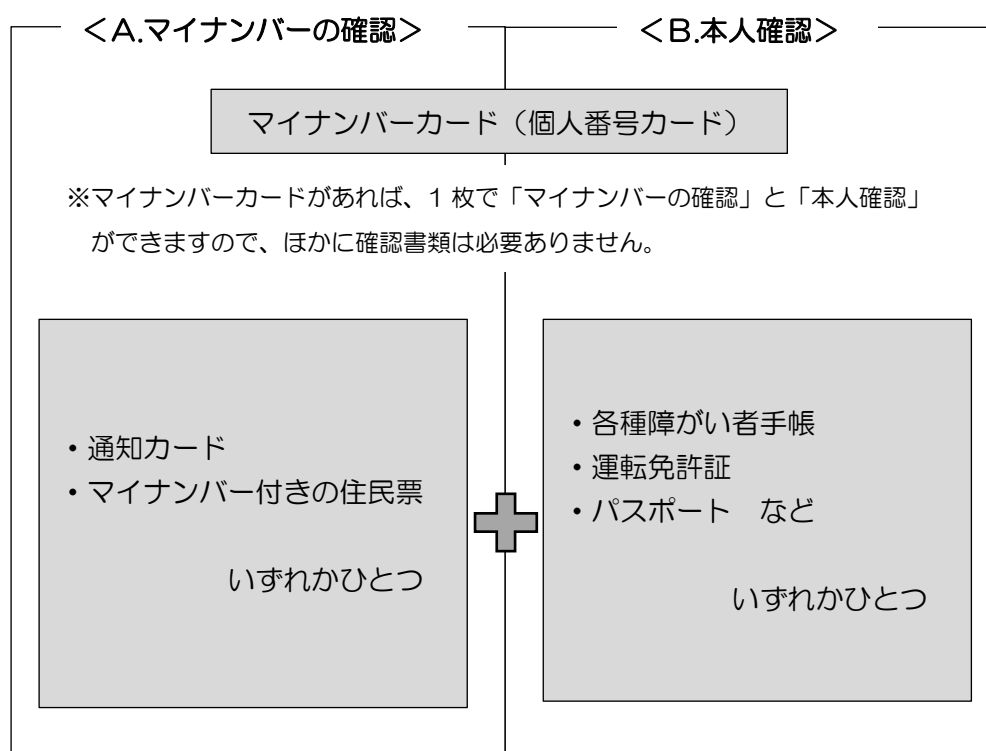
ここで紹介したマークを見つけたときは、
その意味を思い出して設備を利用したり、
配慮についてのご理解・ご協力をお願いします。



●個人番号（マイナンバー）の記入が必要な手続きについて！

各説明ページのタイトル横に **マイナンバー** の記載のある手続きをされる場合には、申請書などにマイナンバーの記載が必要です。マイナンバーを記入した申請書などの提出の際には、「マイナンバーの確認」と「本人確認」を行いますので、窓口にお越しいただく際、以下のものをあわせてお持ちくださいますようお願いいたします。

【ご本人が来庁する場合の例】



【ご家族が代理で来庁する場合の例】

- ①上表中、<A.マイナンバーの確認>に記載のもの（※ご本人のもの）
- ②上表中、<B.本人確認>に記載のもの（※来庁するご家族のもの）

1. 手 帳 の 交 付

●身体障害者手帳

マイナンバー

身体障害者手帳は、身体障がいのある方がさまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によって1級から7級までの区分があります（7級単独では交付不可）。

対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能、肝臓に永続する障がいがある方	
手続きに必要なもの	新規交付	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書 ・指定医師の診断書・意見書（作成から半年以内のもの） ・写真（縦4cm×横3cm） ・本人のマイナンバーがわかるもの ※詳しくは、11ページをご覧ください。
	再交付 （障がいの程度変更、再認定）	<ul style="list-style-type: none"> ・再交付申請書 ・指定医師の診断書・意見書（作成から半年以内のもの） ・写真（縦4cm×横3cm） ・身体障害者手帳 ・本人のマイナンバーがわかるもの ※詳しくは、11ページをご覧ください。
	再交付 （紛失、破損、カードへの変更など）	<ul style="list-style-type: none"> ・再交付申請書 ・写真（縦4cm×横3cm） ・身体障害者手帳（破損、カードへの変更の場合） ・本人のマイナンバーがわかるもの ※詳しくは、11ページをご覧ください。
	居住地・氏名変更	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地・氏名変更届 ・身体障害者手帳 ・本人のマイナンバーがわかるもの ※詳しくは、11ページをご覧ください。
	返還 （死亡など）	<ul style="list-style-type: none"> ・返還届 ・身体障害者手帳 ・本人のマイナンバーがわかるもの（死亡の場合は不要です） ※詳しくは、11ページをご覧ください。
申請窓口・問い合わせ	福祉課 障がい福祉係（本庁舎） 地域振興課 福祉保健係（挾間庁舎・湯布院庁舎）	

※交付申請書などは、上記の窓口にあります（市ホームページから様式のダウンロード可）。

※写真は手帳申請時からおおむね1年以内に撮影したもので、正面、無帽（特別な理由がある場合を除く。サングラスは原則不可）。ポラロイド写真は不可。

※由布市から転出された場合は、新しい住所地の市福祉事務所や町村役場に届け出をしてください。

●療育手帳

療育手帳は、知的障がいのある方が一貫した療育や援護を受け、さまざまなサービスや優遇措置を受けやすくすることを目的としたものです。

対象者	児童相談所（18歳未満）または知的障害者更生相談所（18歳以上）で知的障がいと判断された方		
手続きに必要なもの	新規交付	<ul style="list-style-type: none"> 新規交付申請書 写真（縦4cm×横3cm） 本人のマイナンバーがわかるもの ※詳しくは、11ページをご覧ください。 ※その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。	申請時に判定の資料となるききとり調査をします。（30分程度）
	再判定	<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳 （再判定の時期がきたら、早めに下記の窓口に申し出てください。）	
	再交付 （紛失、破損、カードへの変更など）	<ul style="list-style-type: none"> 再交付申請書 写真（縦4cm×横3cm） 療育手帳（破損、カードへの変更の場合） 本人のマイナンバーがわかるもの ※詳しくは、11ページをご覧ください。	
	記載内容変更 （住所、氏名、保護者変更）	<ul style="list-style-type: none"> 記載内容変更届 療育手帳 本人のマイナンバーがわかるもの ※詳しくは、11ページをご覧ください。	
	返還 （死亡など）	<ul style="list-style-type: none"> 返還届 療育手帳 本人のマイナンバーがわかるもの （死亡の場合は不要です） ※詳しくは、11ページをご覧ください。	
申請窓口・問い合わせ	福祉課 障がい福祉係（本庁舎） 地域振興課 福祉保健係（挾間庁舎・湯布院庁舎）		

※交付申請書などは、上記の窓口にあります（市ホームページから様式のダウンロード可）。

※写真は手帳申請時からおおむね6か月以内に撮影したもので、正面、無帽（サングラスは原則不可）。ポラロイド写真は不可。

※由布市から転出された場合は、新しい住所地の市福祉事務所や町村役場に届け出をしてください。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障がいのある方がさまざまなサービスや優遇措置を受け、自立と社会参加の促進を図ることを目的としたものです。

対 象 者	次のいずれかに該当する方 ①精神障がい初めて病院にかかった日（初診日）から6か月以上経過して作成された診断書を提出できる方 ②精神障がいによる障害年金を受給している方	
有 効 期 限	2年 ※更新申請の手続きは、有効期限の3か月前から行うことができます。 有効期限が切れる前に手続きをしてください。	
手 続 き に 必 要 な も の	新規交付 等級の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・精神障害者保健福祉手帳用診断書 ※障害年金を受給している方は、障害年金証書の写しおよび直近の年金振込通知書または年金支払通知書の写しがあれば、診断書を省略できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・同意書（障害年金証書などの写しで申請する場合） ・写真（縦4cm×横3cm） ・本人のマイナンバーがわかるもの ※詳しくは、11ページをご覧ください。
	更新	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・精神障害者保健福祉手帳用診断書 ※障害年金を受給している方は、障害年金証書の写しおよび直近の年金振込通知書または年金支払通知書の写しがあれば、診断書を省略できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・同意書（障害年金証書などの写しで申請する場合） ・精神障害者保健福祉手帳 ・本人のマイナンバーがわかるもの ※詳しくは、11ページをご覧ください。
	再交付 （紛失、破損、カード への変更など）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・写真（縦4cm×横3cm） ・精神障害者保健福祉手帳（破損、カードへの変更の場合） ・本人のマイナンバーがわかるもの ※詳しくは、11ページをご覧ください。
申請窓口・ 問い合わせ	福祉課 障がい福祉係（本庁舎） 地域振興課 福祉保健係（挟間庁舎・湯布院庁舎）	

※申請書などは、上記の窓口にあります（大分県のホームページから様式のダウンロード可）。

※写真は手帳申請時からおおむね1年以内に撮影したもので、正面、無帽（サングラスは原則不可）。

ポラロイド写真は不可。本人の都合により写真のない手帳も発行できますが、写真のない手帳ではサービスを受けられないことがあります。

※由布市から転出された場合は、新しい住所地の市福祉事務所や町村役場に届け出をしてください。

2. 給付金・手当・年金等

●障がい者福祉給付金

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方に支給される給付金です。

※令和元年度まで「障がい者福祉券」として商工会発行の商品券を給付していましたが、令和2年度から現金振り込みに変わりました。

対象者	毎年9月1日現在、1年以上継続して由布市に住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方
支給金額 (年額)	5,000円
支給月	9月
手続きに 必要なもの	・口座届出書 ・預金通帳(原則ご本人名義のもの) ※名義がご本人以外の場合は、名義人ご本人が確認できる書類が必要です。
申請窓口・ 問い合わせ	福祉課 障がい福祉係(本庁舎) 地域振興課 福祉保健係(挾間庁舎・湯布院庁舎)

※口座届出書は、上記の窓口にあります。詳しくは、お問い合わせください。

●特別障害者手当

日常生活に常時、特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度障がいのある方に支給される手当です。

対 象 者	<p>在宅で身体または精神（知的）に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常時、特別の介護を必要とする 20 歳以上の方</p> <p>※身体障害者手帳、療育手帳などを取得していなくても申請できます。</p> <p>※対象となる障がいの目安については、お問い合わせください。</p> <p>《支給できない場合》</p> <p>(1) 障害者支援施設、特別養護老人ホームなど（有料老人ホームなどは除く）に入所したとき</p> <p>(2) 継続して 3 か月を超えて病院に入院したとき</p> <p>(3) 継続して 3 か月を超えて介護老人保健施設に入所したとき</p> <p>(4) 本人、配偶者、扶養義務者の所得が所得制限限度額を超えたとき</p> <p>(5) 障がいの程度が認定基準に定める程度に該当しないと判定されたとき</p>
手 当 額 (月 額)	27,980 円 ※令和 5 年 4 月から適用。手当額は改定される場合があります。
支 給 月	2 月、5 月、8 月、11 月の 10 日（土・日・祝日の場合は、直前の平日） ※支給月の前 3 か月分を支給
手 続 き に 必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定請求書 ・ 診断書 ・ 所得状況届 ・ 口座振替依頼書 <p style="text-align: center;">} 下記の窓口にあります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金通帳（ご本人名義のもの） ・ 各種障がい者手帳（お持ちの方のみ） ・ 年金額がわかるもの（年金受給者のみ） ・ 世帯全員のマイナンバーがわかるもの <p>※詳しくは、11 ページをご覧ください。</p>
申請窓口・ 問い合わせ	<p>福祉課 障がい福祉係（本庁舎）</p> <p>地域振興課 福祉保健係（挾間庁舎・湯布院庁舎）</p>

※手続きに必要なものは、申請を検討される方の障がいの程度や内容などによって異なる場合があります。詳しくは、上記の窓口にお問い合わせください。

※手当が認定された場合、申請した月の翌月分から支給が開始されます。

●障害児福祉手当

日常生活に常時の介護を必要とする 20 歳未満の在宅の児童に支給される手当です。

対 象 者	身体または精神（知的）に重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を必要とする 20 歳未満の児童 ※身体障害者手帳、療育手帳などを取得していなくても申請できます。 ※対象となる障がいの目安については、お問い合わせください。 ≪支給できない場合≫ (1) 障がい児が児童福祉施設などに入所したとき (2) 障がい児が障害年金などの公的年金を受けるようになったとき (3) 本人、配偶者、扶養義務者の所得が所得制限限度額を超えたとき (4) 障がいの程度が認定基準に定める程度に該当しないと判定されたとき
手 当 額 (月 額)	15,220 円 ※令和 5 年 4 月から適用。手当額は改定される場合があります。
支 給 月	2 月、5 月、8 月、11 月の 10 日（土・日・祝日の場合は、直前の平日） ※支給月の前 3 か月分を支給
手 続 き に 必 要 な も の	・認定請求書 ・診断書 ・所得状況届 ・口座振替依頼書 ・預金通帳（ご本人名義のもの） ・各種障がい者手帳（お持ちの方のみ） ・世帯全員のマイナンバーがわかるもの ※詳しくは、11 ページをご覧ください。 <div style="margin-left: 200px;">} 下記の窓口にあります</div>
申請窓口・ 問 い 合 わ せ	福祉課 障がい福祉係（本庁舎） 地域振興課 福祉保健係（挾間庁舎・湯布院庁舎）

※手続きに必要なものは、申請を検討される方の障がいの程度や内容などによって異なる場合があります。詳しくは、上記の窓口にお問い合わせください。

※手当が認定された場合、申請した月の翌月分から支給が開始されます。

≪所得制限限度額の例（特別障害者手当、障害児福祉手当）≫

扶養親族等の数	本 人	配偶者・扶養義務者
	控除後所得額	控除後所得額
0 人	3,604,000 円	6,287,000 円
1 人	3,984,000 円	6,536,000 円
2 人	4,364,000 円	6,749,000 円
3 人	4,744,000 円	6,962,000 円
4 人	5,124,000 円	7,175,000 円

※扶養親族の人数・年齢により所得制限限度額は変動します。

●特別児童扶養手当

心身に障がいのある 20 歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給される手当です。

対 象 者	<p>身体または精神（知的）に政令で定める程度の障がいがある 20 歳未満の児童を養育している父母または養育者</p> <p>※身体障害者手帳、療育手帳などを取得していなくても申請できます。</p> <p>《支給できない場合》</p> <p>(1) 障がい児が児童福祉施設などに入所したとき</p> <p>(2) 障がい児が障害年金などの公的年金を受けるようになったとき</p> <p>(3) 父母または養育者が由布市内にいないとき</p> <p>(4) 本人、配偶者、扶養義務者の所得が所得制限限度額を超えたとき</p> <p>(5) 障がいの程度が認定基準に定める程度に該当しないと判定されたとき</p>
手 当 額 (月 額)	<p>1 級（重度）53,700 円 ※令和 5 年 4 月から適用。手当額は改定される場合が</p> <p>2 級（中度）35,760 円 あります。</p>
支 給 月	<p>4 月、8 月、11 月の 11 日（土・日・祝日の場合は、直前の平日）</p> <p>※支給月の前 4 か月分を支給</p>
手 続 き に 必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定請求書（下記の窓口にあります） ・ 診断書（2 か月以内に発行したもの。療育手帳 A1・A2 をお持ちの方で、交付日から 1 年以内の場合は省略できます） ・ 戸籍謄本または抄本（1 か月以内に発行したもの） ・ 振込先口座申出書（下記の窓口にあります） ・ 預金通帳（申請者名義のもの。父母のうち所得の高い方が申請者となります） ・ 各種障がい者手帳（お持ちの方のみ） ・ 世帯全員のマイナンバーがわかるもの <p>※詳しくは、11 ページをご覧ください。</p>
申請窓口・ 問い合わせ	<p>子育て支援課（☎097-582-1262）</p> <p>地域振興課 福祉保健係（挾間庁舎・湯布院庁舎）</p>

※手続きに必要なものは、申請を検討される方の障がいの程度や内容などによって異なる場合があります。詳しくは、上記の窓口にお問い合わせください。

※手当が認定された場合、申請した月の翌月分から支給が開始されます。

●児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない児童、父または母が一定の障がいの状態にある家庭の児童を養育している父または母、養育者に支給される手当です。

対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または政令で定める程度の障がいがある20歳未満の児童を養育している父または母、養育者 ≪支給できない場合≫ (1) 対象児童が児童福祉施設などに入所したとき (2) 本人、配偶者、扶養義務者の所得が所得制限限度額を超えたとき (3) 父または母が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係の状態にある場合を含む）		
手当額 (月額)	※令和5年4月から適用。手当額は改定される場合があります。	全部支給	一部支給
	児童1人	44,140円	44,130円～10,140円
	児童2人目の加算額	10,420円	10,410円～5,210円
	児童3人目以降の加算額	6,250円	6,240円～3,130円
支給月	1月、3月、5月、7月、9月、11月の11日 (土・日・祝日の場合は、直前の平日) ※支給月の前2か月分を支給		
手続きに必要なもの	下記の窓口にお問い合わせください。		
申請窓口・問い合わせ	子育て支援課 (☎097-582-1262) 地域振興課 福祉保健係 (挾間庁舎・湯布院庁舎)		

●心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が加入者となり、一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障がいとなったときに、障がいのある方に終身一定額の年金が支給されます。

対象者	①身体障害者手帳1～3級をお持ちの方 ②知的障がいのある方 ③精神または身体に永続的な障がいがある方で、上記と同程度と認められる方
保護者の加入資格	障がいのある方を扶養している65歳未満の方
掛金	保護者(加入者)の年齢で掛金額が変わります。
手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 申請書(加入申込書、申込者告知書、障がい証明書、年金管理者指定届書) 住民票(加入者および障がいのある方) 各種障がい者手帳(お持ちの方のみ) 印かん
申請窓口・問い合わせ	大分県障害福祉課 (☎097-506-2723) ※福祉課 障がい福祉係(本庁舎)、地域振興課 福祉保健係(挾間庁舎・湯布院庁舎)でも申請できます。

●障害基礎年金

障害基礎年金は、病気やけがなどによって日常生活や就労が困難になるなど、一定の障がいがあると認められた方に支給されます。

※病気やけがの初診日に厚生年金や共済年金に加入中の場合は、障害厚生（共済）年金の受給資格が生じます。詳しくは、日本年金機構の大分年金事務所へお問い合わせください（共済年金の場合は、それぞれの共済組合事務局へ）。

問い合わせ 日本年金機構 大分年金事務所（☎097-552-1211）

●生活福祉資金の貸付

障がいのある方などの自立の促進と生活の安定を図るため、各種貸付制度があります。

資金の種類		貸付内容	貸付限度額
総合支援資金	生活支援費	生活再建に必要な生活費用	(2人以上) 月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内
	住宅入居費	敷金、礼金など住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	40 万円以内
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要な費用	60 万円以内
福祉資金	福祉費	生業、技能習得、住宅の増改築、福祉用具などの購入、障がい者用の自動車の購入、冠婚葬祭、住居の移転など	580 万円以内
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合	10 万円以内
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学などに就学するために必要な経費	月 3.5 万円～6.5 万円以内 ※特に必要と認める場合は、1.5 倍まで貸付可能
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学などへの入学に際し必要な経費	50 万円以内
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸し付ける生活資金	月 30 万円以内
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸し付ける生活資金	土地および建物の評価額の 70%程度
問い合わせ	由布市社会福祉協議会（☎097-574-5786）		

※詳しくは、上記の窓口にお問い合わせください。

3. 医 療

●重度心身障がい者医療費助成制度（重度医療）

心身に重度の障がいのある方が、ひと月に同一の医療機関で 1,000 円以上の医療費（保険診療分）を支払った場合、その自己負担額（保険診療分）を助成します。

※入院時の食事療養費は含みません。

※現物給付（窓口無料方式）ではありません！

◆重度医療の受給資格申請について

対 象 者	由布市に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳 1・2 級をお持ちの方 ②療育手帳 A1・A2 をお持ちの方 ③精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方 ④身体障害者手帳 3 級をお持ちの方で、かつ IQ50 以下の方 ⑤障害基礎年金 1 級を受給している知的障がいのある方 ⑥特別児童扶養手当 1 級を受給している知的障がいのある児童 ※老齢福祉年金に準ずる所得制限があります。 ※IQ で認定を受ける場合は、知的障害者更生相談所や児童相談所などが発行する証明書が必要になります。
手 続 き に 必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・各種障がい者手帳 ・健康保険証 ・預金通帳（原則ご本人名義） ・同意書または所得・課税額証明書（転入などにより、直近の所得情報が由布市にない方のみ必要です）
申請窓口・ 問 い 合 わ せ	福祉課 障がい福祉係（本庁舎） 地域振興課 福祉保健係（挾間庁舎・湯布院庁舎）

※本制度の対象となるのは、「重度心身障がい者医療費受給者証」の交付を受けた方です。

「高額療養費」や「家族療養付加金」など、各種の保険制度からの附加給付がある場合は、その給付額を差し引いた金額を助成します。医療費が高額になり、高額療養費などの支給を健康保険から受けられる場合は、加入する保険者へ高額療養費などの請求をしてください。

※医療機関ごと（入院・通院ごと）に、月額 1,000 円以上の医療費を支払った場合が対象です。

なお、院外処方の薬局は、処方せんを発行した病院の医療費と合算できます（通院+調剤）。

※総合病院の場合で同月に複数の診療科を受診したときは、それらを合算して月額 1,000 円以上であれば対象となります。ただし、歯科は合算できません。

※精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方が精神病床に入院した場合に要した経費は、対象外です。

《所得制限限度額の例》

扶養親族等の数	本 人	同一世帯者、税法上の扶養義務者
	控除後所得額	控除後所得額
0 人	1,695,000 円	6,387,000 円
1 人	2,075,000 円	6,636,000 円
2 人	2,455,000 円	6,849,000 円

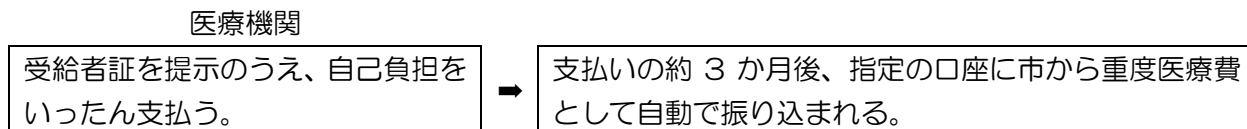
※扶養親族の人数・年齢により所得制限限度額は変動します。

◆受給方法

医療機関（病院・薬局・訪問看護など）を受診する際に、交付された「重度心身障がい者医療費受給者証」を医療機関の窓口で提示してください。

この場合、医療費はいったん支払う必要がありますが、最短で3か月後に、支払った医療費（保険診療分）が自己負担限度額を上限として、指定の口座に自動で振り込まれます（「自動償還払方式」）。
※医療機関に受給者証を提示すれば、原則として市役所の福祉担当課窓口での医療費の申請は不要です。

《自動償還払方式の流れ》



ただし、次に該当する場合は、申請書による医療費の申請が必要です。

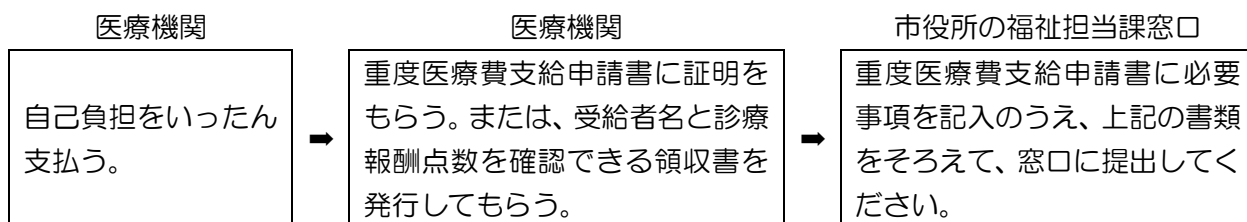
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 大分県外の医療機関を受診したとき② 柔道整復、あん摩、はり・きゅうなどに健康保険を適用してかかったとき③ 補装具（コルセットなど）を健康保険制度で購入したとき④ 上記以外で、受給者証の提示を忘れたとき |
|---|

※上記の場合は、診療の翌月から起算して1年以内に市役所の福祉担当課窓口で申請をしてください。1年以上経過すると受付できませんので、ご注意ください。

◆重度医療費を市役所で申請するときに必要なもの

- ・重度医療費支給申請書（医療機関の窓口で証明を受けたもの、または医療機関が発行した領収書が添付されているもの）
- ・重度心身障がい者医療費受給者証

《市役所で申請が必要な場合の流れ》



※申請から助成金給付までに、原則3か月程度かかります。

●自立支援医療（更生医療・育成医療）

障がい除去・軽減するための治療などにかかる医療費の自己負担を軽減する制度です。

<p>対 象 者</p>	<p>＜更生医療＞ 身体障害者手帳（下記①～⑥の障がい）の交付を受けている 18 歳以上の方</p> <p>＜育成医療＞ 身体上の障がい（下記①～⑥の障がい）を有する 18 歳未満の児童 ※身体障害者手帳は、必須ではありません。</p> <p>①肢体不自由 ②内部障がい 【更生医療】心臓・じん臓・小腸・肝臓 【育成医療】心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓 ※育成医療の場合、上記以外の内部障がいについては先天性のものに限る。</p> <p>③視覚障がい ④聴覚・平衡機能障がい ⑤音声・言語・そしゃく機能障がい ⑥免疫機能障がい</p>
<p>対 象 医 療 （ 例 ）</p>	<p>・人工関節置換術（肢体不自由）、ペースメーカー移植術（心臓機能障がい）、歯科矯正（音声・言語・そしゃく機能障がい）など ※障がいの除去・軽減が見込めるものに限る。</p> <p>・人工透析療法、じん臓移植術、移植後の抗免疫療法（じん臓機能障がい）など</p>
<p>自己負担額</p>	<p>原則として医療費の 1 割 ※収入等に応じて、自己負担上限額が設定されます。</p>
<p>対象となる 医 療 機 関</p>	<p>県から指定された医療機関などが対象です。 利用できる医療機関・薬局・訪問看護は、それぞれ 1 か所のみです。</p>
<p>手 続 き に 必 要 な も の</p>	<p>・申請書 ・指定医療機関の意見書 ・所得・税額調査同意書 ・健康保険証（本人・本人と同じ医療保険に加入している方） ・身体障害者手帳（育成医療の場合は不要です） ・マイナンバーがわかるもの（本人・本人と同じ医療保険に加入している方） ※詳しくは、11 ページをご覧ください。</p>
<p>変 更</p>	<p>医療機関・保険証・住所などに変更がある場合は、受診前に手続きが必要です。</p>
<p>申 請 窓 口 ・ 問 い 合 わ せ</p>	<p>福祉課 障がい福祉係（本庁舎） 地域振興課 福祉保健係（挾間庁舎・湯布院庁舎）</p>

※申請書などは、上記の窓口にあります（市ホームページから様式のダウンロード可）。

※治療などを開始する前に上記の窓口での申請が必要です。事前に市や医療機関にご相談ください。

●自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患の治療のために精神科などへ通院する場合、医療費の自己負担を軽減する制度です。

対 象 者	通院により精神疾患の治療を受けている方
対 象 医 療	精神疾患の治療のための通院（入院は不可）
自己負担額	原則として医療費の1割 ※収入等に応じて、自己負担上限額が設定されます。
対象となる医療機関	県から指定された医療機関などが対象です。 利用できる医療機関・薬局・デイケア・訪問看護は、それぞれ1か所のみです。
手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・自立支援医療（精神通院）用診断書（精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する場合は、手帳用の診断書） ・所得・税額調査同意書 ・健康保険証（本人・本人と同じ医療保険に加入している方） ・マイナンバーがわかるもの（本人・本人と同じ医療保険に加入している方） ※詳しくは、11ページをご覧ください。
再 認 定 （ 更 新 ）	1年ごとに再認定の手続きが必要です。 ※再認定の手続きは、有効期限の3か月前から行うことができます。 有効期限が切れる前に手続きをしてください。 ※診断書の提出は2年に1回必要です。
変 更	医療機関・保険証・住所などに変更がある場合は、受診前に手続きが必要です。
申請窓口・ 問い合わせ	福祉課 障がい福祉係（本庁舎） 地域振興課 福祉保健係（挾間庁舎・湯布院庁舎）

※申請書などは、上記の窓口にあります（大分県のホームページから様式のダウンロード可）。

●難病医療費助成制度

指定医療機関で「特定医療費（指定難病）受給者証」を提示することで、窓口での自己負担が下記の自己負担上限額までとなります。

対 象 者	指定難病と診断され、その病状が日常生活または社会生活に支障があると医学的に判断される程度である方など
自己負担 上 限 額	ひと月の自己負担上限額 1,000円～30,000円 ※収入等に応じて、自己負担上限額が設定されます。
対象となる 医 療 機 関	県から指定された医療機関などが対象です。
手 続 き に 必 要 な も の	下記の窓口にお問い合わせください。
申請窓口・ 問い合わせ	中部保健所 由布保健部（☎097-582-0660）

●後期高齢者医療制度

75歳以上の方と一定の障がいがあると認定された65歳から74歳までの方を被保険者とした公的な医療保険制度です。

対象者	①75歳以上の方 ②65歳から74歳までの一定の障がい（※1）がある方で、申請により認定を受けた方		
一定の障がいの範囲（※1）	身体障害者手帳	1～3級	
		4級	音声または言語機能の著しい障がい
			両下肢のすべての指を欠くもの
			一下肢を下腿の2分の1以上欠くもの 一下肢の機能の著しい障がい
	精神障害者保健福祉手帳	1・2級	
	療育手帳	A1・A2	
	障害基礎年金	1・2級	
自己負担額	医療費の1割～3割 ※収入等に応じて、自己負担上限額が設定されます。		
手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証 障がいの程度が確認できる書類（各種障がい者手帳、障害年金証書のいずれか） 本人のマイナンバーがわかるもの ※詳しくは、11ページをご覧ください。		
申請窓口・問い合わせ	保険課（☎097-582-1121） 地域振興課 福祉保健係（挾間庁舎・湯布院庁舎）		

※75歳の誕生日を迎える方は、加入手続きは不要です。

●特定疾病療養費

長期間にわたって高額な治療を必要とする特定疾病の方は、「特定疾病療養受療証」を提示することで、窓口での自己負担が下記の自己負担上限額までとなります。

対象となる特定疾病	①人工透析が必要な慢性腎不全 ②血友病 ③血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症
自己負担上限額	ひと月の自己負担上限額 10,000円または20,000円 ※20,000円の方：人工透析が必要な慢性腎不全の方で70歳未満の上位所得者
手続きに必要なもの	下記の窓口にお問い合わせください。
申請窓口・問い合わせ	【由布市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方】 保険課（☎097-582-1121） 地域振興課 福祉保健係（挾間庁舎・湯布院庁舎） 【上記以外の方】 各健康保険組合

※ひと月の自己負担上限額は、医療機関ごと（通院・入院別）または薬局ごとに上記の額となります。

4. 補装具・日常生活用具・住宅改造・自動車改造

●補装具費の支給

日常生活において体の不自由を補うために、補装具の購入費・修理費・借受け費を助成します。

視覚障がい	・視覚障害者安全つえ ・義眼 ・眼鏡																
聴覚障がい	*補聴器 ・人工内耳音声信号処理装置（修理）																
肢体不自由	<table border="1"> <tr> <td>*車椅子</td> <td>*電動車椅子</td> <td>・歩行器</td> <td>*義肢（義足、義手）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*装具（下肢、靴型、体幹、上肢）</td> <td colspan="2">*座位保持装置</td> </tr> <tr> <td colspan="4">*重度障害者用意思伝達装置</td> </tr> <tr> <td colspan="4">・歩行補助つえ</td> </tr> </table>	*車椅子	*電動車椅子	・歩行器	*義肢（義足、義手）	*装具（下肢、靴型、体幹、上肢）		*座位保持装置		*重度障害者用意思伝達装置				・歩行補助つえ			
	*車椅子	*電動車椅子	・歩行器	*義肢（義足、義手）													
*装具（下肢、靴型、体幹、上肢）		*座位保持装置															
*重度障害者用意思伝達装置																	
・歩行補助つえ																	
<p>【18歳未満の児童のみ】</p> <p>・座位保持椅子 ・起立保持具 ・頭部保持具 ・排便補助具</p>																	
内部障がい （心臓等）	<table border="1"> <tr> <td>*車椅子</td> <td>*電動車椅子</td> <td>・歩行器</td> <td>・歩行補助つえ</td> </tr> </table>	*車椅子	*電動車椅子	・歩行器	・歩行補助つえ												
*車椅子	*電動車椅子	・歩行器	・歩行補助つえ														
自己負担額	原則として購入（修理）費の1割																
	※18歳以上の場合は「本人および配偶者」の収入等、18歳未満の場合は「障がいのある児童の保護者が属する世帯全員」の収入等に応じて、ひと月の自己負担上限額が設定されます。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>ひと月の自己負担上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>市民税課税世帯で、所得割の最多納税者の納税額が46万円未満</td> <td>37,200円</td> </tr> <tr> <td>市民税課税世帯で、所得割の最多納税者の納税額が46万円以上</td> <td>全額自己負担</td> </tr> </tbody> </table>	区分	ひと月の自己負担上限額	生活保護世帯	0円	市民税非課税世帯	0円	市民税課税世帯で、所得割の最多納税者の納税額が46万円未満	37,200円	市民税課税世帯で、所得割の最多納税者の納税額が46万円以上	全額自己負担						
	区分	ひと月の自己負担上限額															
	生活保護世帯	0円															
市民税非課税世帯	0円																
市民税課税世帯で、所得割の最多納税者の納税額が46万円未満	37,200円																
市民税課税世帯で、所得割の最多納税者の納税額が46万円以上	全額自己負担																
※補装具の種類や付属品などに応じて、基準額が設定されています。																	
※基準額を超えた分は、世帯状況にかかわらず、全額自己負担となります。																	
手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・業者の作成した見積書 ・身体障害者手帳 ・専門医師の意見書（所定の様式） <p>※新規申請時など必要に応じて提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーがわかるもの（18歳以上：本人・配偶者、18歳未満：世帯全員） <p>※詳しくは、11ページをご覧ください。</p>																
申請窓口・問い合わせ	<p>福祉課 障がい福祉係（本庁舎）</p> <p>地域振興課 福祉保健係（挟間庁舎・湯布院庁舎）</p>																

※申請書などは、上記の窓口にあります（市ホームページから様式のダウンロード可）。

※事前申請のみの受付です。購入・修理後の申請はできませんので、事前にご相談ください。

※申請の際に、生活状況や補装具を希望する理由などについて簡単なききとり調査を行うことがあります。

※*印については、身体障害者更生相談所による判定が実施されます（18歳以上の方のみ）。

書類判定の場合は、専門医師の意見書（所定の様式）が必要です。

※については、65歳以上（特定疾病の方は40歳以上）の方は介護保険が優先です。

※借受けについては、対象となる方や補装具の用具種別が限定されます。

●障がい者スポーツ競技用装具購入費の助成

身体障がいのある方がスポーツで使用する補装具の購入費を助成します。

対象者	身体障がいのある方
対象装具	スポーツ用義足・義手、スポーツ用車いすなど ※障がいの状態などに応じて個別に調整が必要なものに限りです。
助成金額	購入費の9割（購入費の40万円までが対象。1回の申請につき1個まで）
手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・見積書および内容がわかるもの（カタログなど） ・身体障害者手帳または特定医療費（指定難病）受給者証など
申請窓口・問い合わせ	福祉課 障がい福祉係（本庁舎） 地域振興課 福祉保健係（挾間庁舎・湯布院庁舎）

※申請は原則として1人1回までです。ただし、18歳までに助成を受けた方が18歳になった後も継続して障がい者スポーツを行っている場合は、2回目の申請ができます。

※事前申請のみの受付です。購入後の申請はできませんので、事前にご相談ください。

●日常生活用具の給付

重度心身障がいのある方に対し、障がいの種別や程度に応じて自立生活支援用具などを給付することで、日常生活の改善と便宜を図ります。

対象者	①身体障がいのある方 ②知的障がいのある方										
自己負担額	原則として購入費の1割 ※ストーマ用具は、購入費の0.5割となります。 ※18歳以上の場合は「本人および配偶者」の収入等、18歳未満の場合は「障がいのある児童の保護者が属する世帯全員」の収入等に応じて、ひと月の自己負担上限額が設定されます。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>ひと月の自己負担上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>市民税課税世帯で、所得割の最多納税者の納税額が46万円未満</td> <td>37,200円</td> </tr> <tr> <td>市民税課税世帯で、所得割の最多納税者の納税額が46万円以上</td> <td>全額自己負担</td> </tr> </tbody> </table>	区分	ひと月の自己負担上限額	生活保護世帯	0円	市民税非課税世帯	0円	市民税課税世帯で、所得割の最多納税者の納税額が46万円未満	37,200円	市民税課税世帯で、所得割の最多納税者の納税額が46万円以上	全額自己負担
	区分	ひと月の自己負担上限額									
	生活保護世帯	0円									
	市民税非課税世帯	0円									
市民税課税世帯で、所得割の最多納税者の納税額が46万円未満	37,200円										
市民税課税世帯で、所得割の最多納税者の納税額が46万円以上	全額自己負担										
※日常生活用具の種類に応じて、基準額が設定されています。											
※基準額を超えた分は、世帯状況にかかわらず、全額自己負担となります。											
手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・身体障害者手帳または療育手帳 ・その他、必要な書類（見積書、医師意見書など必要に応じて提出） 										
申請窓口・問い合わせ	福祉課 障がい福祉係（本庁舎） 地域振興課 福祉保健係（挾間庁舎・湯布院庁舎）										

※申請書などは、上記の窓口にあります（市ホームページから様式のダウンロード可）。

※事前申請のみの受付です。購入後の申請はできませんので、事前にご相談ください。

《日常生活用具一覧》

視覚障がい	聴覚障がい	音声または言語機能障がい
電磁調理器 信号機用小型送信機 体温計（音声式） 血圧計（音声式） 盲人用体重計 パーソナルコンピュータ使用支援用具 点字器 点字タイプライター ポータブルレコーダー 活字文書読上げ装置 拡大読書器 暗所視支援眼鏡 盲人用時計（触読式・音声式） 点字図書 地上デジタル対応ラジオ	聴覚障がい者用 ・屋内信号装置 ・通信装置（ファクシミリ） ・情報受信装置 人工内耳体外装置 人工内耳用電池 人工内耳用電池充電器	携帯用会話補助装置 人工喉頭
点字ディスプレイ		
火災警報器 ・ 自動消火器		
肢体不自由	内部障がい	知的障がい
特殊寝台 特殊マット 特殊尿器 入浴担架 体位変換器 移動用リフト 訓練いす（児童のみ） 訓練用ベッド（児童のみ） 入浴補助用具 便器 頭部保護帽 歩行補助つえ（T字状・棒状のもの） 移動・移乗支援用具 特殊便器 収尿器 居宅生活動作補助用具	透析液加温器 ネブライザー（吸入器） 電気式たん吸引器 酸素ボンベ運搬車 パルスオキシメーター ストーマ用具	特殊マット 頭部保護帽 特殊便器
紙おむつ等（ガーゼ等の衛生用品を含む）		
火災警報器 ・ 自動消火器		

※については、65歳以上（特定疾病の方は40歳以上）の方は介護保険が優先です。

※障がいの区分・程度・年齢などによって給付制限があるため、表に記載があっても給付対象外となる場合があります（詳しくは、市ホームページの「暮らしの情報 → 福祉・介護 → 障がい者」をご覧ください）。

●居宅生活動作補助用具の給付（日常生活用具給付事業）

在宅の心身障がい者のある方のための用具の購入および改修工事の費用の一部を助成します。

対 象 者	<p>下肢、体幹機能障がいまたは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）のある方で、個別の等級が1～3級の方 ※障がいのある児童については、学齢児以上 ※特殊便器への取り換えの場合は、上肢障がい1・2級の方</p>										
住宅改修場所 (例)	<p>①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑りの防止および移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更 ④引き戸などへの扉の取り換え ⑤洋式便器などへの便器の取り換え ⑥その他、前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>										
自己負担額	<p>原則として工事費の1割（総工事費の20万円までが対象） ※18歳以上の場合は「本人および配偶者」の収入等、18歳未満の場合は「障がいのある児童の保護者が属する世帯全員」の収入等に応じて、ひと月の自己負担上限額が設定されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>ひと月の自己負担上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>市民税課税世帯で、所得割の最多納税者の納税額が46万円未満</td> <td>37,200円</td> </tr> <tr> <td>市民税課税世帯で、所得割の最多納税者の納税額が46万円以上</td> <td>全額自己負担</td> </tr> </tbody> </table> <p>※基準額を超えた分は、世帯状況にかかわらず、全額自己負担となります。</p>	区分	ひと月の自己負担上限額	生活保護世帯	0円	市民税非課税世帯	0円	市民税課税世帯で、所得割の最多納税者の納税額が46万円未満	37,200円	市民税課税世帯で、所得割の最多納税者の納税額が46万円以上	全額自己負担
区分	ひと月の自己負担上限額										
生活保護世帯	0円										
市民税非課税世帯	0円										
市民税課税世帯で、所得割の最多納税者の納税額が46万円未満	37,200円										
市民税課税世帯で、所得割の最多納税者の納税額が46万円以上	全額自己負担										
手 続 き に 必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・身体障害者手帳 ・工事見積書 ・改修場所の図面など ・借家の場合は家主の改修承諾書 ・改修前の写真（ポラロイド写真は不可） 										
申 請 窓 口 ・ 問 い 合 わ せ	<p>福祉課 障がい福祉係（本庁舎） 地域振興課 福祉保健係（挾間庁舎・湯布院庁舎）</p>										

※事前申請のみの受付です。着工後の申請はできませんので、事前にご相談ください。

●在宅重度障がい者住宅改造費の助成

在宅で生活する重度障がいのある方のために既存住宅の浴室やトイレなどを改造する場合、その経費の一部を助成します。

対象者	次の手帳をお持ちの方またはその障がいのある方と同居する方で、生計中心者の前年の所得金額が200万円未満の方 ①身体障害者手帳1・2級をお持ちの方 ②療育手帳A1・A2をお持ちの方 ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
改造対象場所	玄関、台所、浴室、便所、廊下、居室、階段、洗面所など
手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・各種障がい者手帳 ・工事見積書 ・改造場所の図面など ・借家の場合は家主の改造承諾書 ・改造前の写真（ポラロイド写真は不可）
申請窓口・問い合わせ	福祉課 障がい福祉係（本庁舎） 地域振興課 福祉保健係（挾間庁舎・湯布院庁舎）

※申請書は、上記の窓口にあります（市ホームページから様式のダウンロード可）。

※事前申請のみの受付です。着工後の申請はできませんので、事前にご相談ください。

※障がいの内容に応じた改造であることを条件とします。

※在宅高齢者住宅改造助成事業の対象となる方は、申請できません。

※新築・増築の場合は、申請できません。ただし、浴槽の改造に伴う浴室の拡張や車椅子で使用できるようにするためのトイレの拡張などは、対象となる場合があります。

※本助成制度は、1世帯につき1回しか利用できません。

《助成額》

助成基準額	60万円（介護保険または日常生活用具の住宅改修費を受けることができる場合は、その額を差し引いた額）
介護保険・日常生活用具の住宅改修費の支給対象者	<p>助成基準額から住宅改修費を差し引いた額の2/3の額（千円未満切り捨て）。 ただし、26万6千円を上限とする。①</p> <p>（例）総工事費：70万円、住宅改修費：20万円（自己負担額：2万円）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●助成額：26万6千円（千円未満切り捨て） ＝（60万円（助成基準額）－20万円（住宅改修費））×2/3 ●自己負担額：25万4千円 ＝70万円（工事費総額）－18万円（20万円（住宅改修費）－2万円（自己負担額））－26万6千円（助成額）
上記以外の方	<p>工事費と60万円を比べて少ない方の額の2/3の額（千円未満切り捨て）。②</p> <p>（例）総工事費：80万円、住宅改修費：なしの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●助成額：40万円（千円未満切り捨て）＝60万円（助成基準額）×2/3 ●自己負担額：40万円＝80万円（工事費総額）－40万円（助成額）

※生活保護受給者については、①が40万円に、②が全額になります。

●身体障がい者自動車改造費の助成

就労などに伴い、身体障がいのある方が所有し運転する自動車の操作装置などを改造する必要がある場合、その費用の一部を助成します。

対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている方（所得制限あり）
助 成 額	自動車の改造に要する費用で、10万円を上限とする。
手 続 き に 必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none">・申請書・身体障害者手帳・改造部分の見積書・改造前の写真（ポラロイド写真は不可）・運転免許証・車検証
申 請 窓 口 ・ 問 い 合 わ せ	福祉課 障がい福祉係（本庁舎） 地域振興課 福祉保健係（挾間庁舎・湯布院庁舎）

※申請書は、上記の窓口にあります（市ホームページから様式のダウンロード可）。

※事前申請のみの受付です。改造後の申請はできませんので、事前にご相談ください。

※ウェルキャブ車両など、購入時点で改造されている車両の購入は対象外です。

※本助成制度は、対象者1人につき1回（所有車両のうち1車両のみ）しか利用できません。ただし、車の買い換えなどにより改造した車両を廃車した場合は、再度利用することができます。

●医療的ケア児者非常用発電装置等購入費の助成

災害による停電時などにおいても医療的ケアが必要な方の生命の安全確保を図るため、在宅の医療的ケアが必要な方に対して、非常用発電装置等の購入費を助成します。

対 象 者	<p>以下の1～3のすべてに該当する方</p> <p>1 由布市に住民票のある方 ※病院等に入院中、障害者支援施設等（有料老人ホーム等を含む）に入所中の方は対象外となります。</p> <p>2 以下の①～⑥のうち、いずれかの医療的ケアが必要な児童および成人 ①人工呼吸器の使用（NPPV、ネイザルハイフロー、パーカッションベンチレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む） ②酸素療法 ③経管栄養（持続経管注入ポンプ使用のみ） ④中心静脈カテーテル（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など） ⑤上記以外の注射管理（持続皮下注射ポンプ使用のみ） ⑥継続した透析（在宅血液透析、腹膜透析を含む）</p> <p>3 避難行動要支援者名簿に記載され、「個別避難計画（※）」を作成済または作成に同意されている方 ※「個別避難計画」とは、災害時に一人で避難することが困難で、何らかの支援を必要とする方が、「避難場所」や「避難支援者」等をあらかじめ記載する計画のことです。個別避難計画を作成していない方は、福祉課地域福祉係にご相談ください。</p>
対 象 用 品	<ul style="list-style-type: none"> ・発電機（正弦波インバーター発電機） ・ポータブル電源 ・カーインバーター（DC/ACインバーター）
助 成 額	<p>上限額 120,000 円（1 人につき 1 個まで） ※上限額を超える分は、自己負担となります。</p>
手 続 き に 必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・購入する用品の見積書および用品の種類が分かる資料 ※用品の金額によって必要な書類が異なりますので、事前にご相談ください。 ・医療的ケアを確認できる資料（医師意見書、医師の指示書のコピー等） ※事前にご相談ください。
申 請 窓 口 ・ 問 い 合 わ せ	<p>福祉課 障がい福祉係（本庁舎） 地域振興課 福祉保健係（挟間庁舎・湯布院庁舎）</p>

※申請書は、上記の窓口にあります（市ホームページから様式のダウンロード可）。

※事前申請のみの受付です。購入後の申請はできませんので、事前にご相談ください。

※擬似正弦波（矩形波、補正正弦波）の製品は助成の対象外となります。

※特に、海外製の製品の場合には、次のことを確認してください。

- ・日本語の取扱説明書が添付されていること。
- ・電気用品安全法の適合検査に適合した（PSEマークが付いている）製品であること。

※対象用品の維持に要する経費（ガソリン・カセットガスボンベ・エンジンオイル等の購入費、点検・整備費等）および対象用品の消耗品については、助成の対象外となります。

なお、本体の容量が拡大する外付けバッテリーについては、用途が本体への電力供給のみのもので、それ単体では直接医療機器等に電力を供給できないものに限り、本体と一体のもののみならず、本体1台につき1つまで上限の範囲内で助成の対象となります。

5. 税の減免等

●所得税・住民税の控除

障がいのある方の家庭の生活を支えるために、各種税の特例があります。

種 類	区 分	対 象 者	控 除 額
所 得 税	障 害 者 控 除	本人または控除対象配偶者、扶養親族が以下に該当 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 3～6 級 ・療育手帳 B1・B2 ・精神障害者保健福祉手帳 2・3 級 	27 万円
	特別障害者控除	本人または控除対象配偶者、扶養親族が以下に該当 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1・2 級 ・療育手帳 A1・A2 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級 	40 万円
	同居特別障害者扶養控除	同居している控除対象配偶者または扶養親族が以下に該当 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1・2 級 ・療育手帳 A1・A2 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級 	特別障害者控除に 35 万円加算
問い合わせ		大分税務署（☎097-532-4171）	

種 類	区 分	対 象 者	控 除 額
住 民 税	障 害 者 控 除	本人または控除対象配偶者、扶養親族が以下に該当 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 3～6 級 ・療育手帳 B1・B2 ・精神障害者保健福祉手帳 2・3 級 	26 万円
	特別障害者控除	本人または控除対象配偶者、扶養親族が以下に該当 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1・2 級 ・療育手帳 A1・A2 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級 	30 万円
	同居特別障害者扶養控除	同居している控除対象配偶者または扶養親族が以下に該当 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1・2 級 ・療育手帳 A1・A2 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級 	特別障害者控除に 23 万円加算
	非 課 税	本人が以下に該当し、かつ前年の合計所得金額が 135 万円以下の場合、住民税が課税されません。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1～6 級 ・療育手帳 A1・A2・B1・B2 ・精神障害者保健福祉手帳 1～3 級 	
問い合わせ		税務課（☎097-582-1269）	

●自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（種別割・環境性能割）

の減免

障がいのある方のために利用される自動車について、一定の条件に該当する場合は、自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免が受けられます。

対象者	<p>原則として所有者が次の手帳をお持ちの方であること。対象となる障がいのある方と生計を一にする方が所有（取得）する自動車についても、対象となる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳（減免となる障がいの等級が決められています。詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください） ・療育手帳 A1・A2 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車で、障がい者 1 人につき 1 台の自動車に限る。 ・以下のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①障がい者本人が運転 ②障がい者本人の通学、通院などのために年を通して生計を一にする方が運転 ③障がい者本人（障がい者のみの世帯に限る）を常時介護する方が運転
手続きに必要なもの	<p>下記の窓口にお問い合わせください。</p>
申請窓口・問い合わせ	<p>【自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）】 大分県税事務所 自動車税管理室（☎097-552-1121） 【軽自動車税（種別割）】 税務課（☎097-582-1269）</p>

6. 交通運賃・公共料金等の割引



《第1種・第2種の区分》

種 別	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
第1種	視覚：1～3級および4級の一部 聴覚：2・3級 肢体：1級および2・3級の一部 心臓、じん臓、呼吸器、小腸：1・3・4級 ぼうこう・直腸：1・3級 免疫、肝臓：1～4級	A1・A2	1級
第2種	上記以外	B1・B2	2・3級

※本人確認のため、精神障害者保健福祉手帳には写真の貼付が必要です。写真のない手帳をお持ちの方は、手続きが必要です（問い合わせ：福祉課 ☎097-582-1265）。

●JR 旅客運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方がJRを利用するとき、運賃が割引になります。

種 別	割引対象者	乗車券種別	内 容	割引率
第1種	身体および知的障がい児・者	普通乗車券	片道100kmを超える区間	5割
	身体および知的障がい児・者と介護者1人	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 普通急行券	全線 ※距離制限なし ※小児定期は対象外	
第2種	身体および知的障がい児・者	普通乗車券	片道100kmを超える区間	
	身体および知的障がい児（12歳未満）と介護者1人	定期乗車券	全線 ※距離制限なし ※小児定期は対象外	
問い合わせ	JR窓口			

※指定券（指定席・自由席）・グリーン券・寝台券などは、割引になりません。

※乗車券類を購入するときに、身体障害者手帳または療育手帳を呈示してください。

※障がい児・者と介護者の方は、同一区間の乗車に限ります。

●航空運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの12歳以上の方が航空機（国内便）を利用するとき、運賃が割引になります。詳しくは、各航空会社にお問い合わせください。

種 別	割引対象者	割 引 率
第1種	障がい児（12歳以上）・者と介護者1人	おおむね3～5割
第2種		
問い合わせ	各航空会社窓口	

※国内の定期航空路線について割引されます。

※航空券を購入するときに、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを呈示してください。

●船舶運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が船舶を利用するとき、運賃が割引になります。詳しくは、各船舶会社にお問い合わせください。

種 別	割引対象者	割 引 率
第 1 種	障がい児・者と介護者 1 人	※割引率・条件などは、各船舶会社により異なります。
第 2 種	障がい児・者	
問い合わせ	各船舶会社窓口	

●バス料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がバスを利用するとき、手帳を呈示すれば料金が割引になります。

種 別	割引対象者	乗車券種別	割引率
第 1 種	障がい児・者と介護者 1 人	普通運賃	5 割
		定期券 ※小児定期は対象外	3 割
第 2 種	障がい児・者	普通運賃	5 割
		定期券 ※小児定期は対象外	3 割
問い合わせ	各バス会社窓口		

※高速バスについても割引対象となります（路線や対象者により割引にならない場合もあります）。

県外のバスについては取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

●コミュニティバス（ユーバス）料金の割引

1 乗車につき全路線一律 200 円のところ、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方（第 1 種の手帳をお持ちの方の介護者 1 名を含む）は、手帳を呈示すれば 100 円に割引されます。シャトルバスを利用して庄内庁舎で乗り換える方は、別途 100 円をお支払ください。

なお、各種障がい者手帳の有無を問わず、小学生は一律 100 円、就学前児童は無料です。

問い合わせ 総合政策課（☎097-582-1158）

●タクシー料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がタクシーを利用するとき、手帳を呈示すれば料金が割引になります。県外のタクシーについては取り扱いが異なりますので、ご注意ください。詳しくは、各タクシー会社にお問い合わせください。

割引率 1 割

問い合わせ 各タクシー会社

●有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方が有料道路を利用するとき、通行料金が割引になります。ただし、事前に身体障害者手帳または療育手帳への登録手続きが必要です。

	障がい者本人が運転する場合	障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合
対 象 者	身体障害者手帳をお持ちの方	①第1種の身体障害者手帳をお持ちの方 ②療育手帳 A1・A2 をお持ちの方
自動車の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者本人または所定の親族が所有する自家用乗用車など（営業用を除く） レンタカー、社会福祉協議会などの貸出車両、車検・修理時の代車、知人が所有する自家用乗用車など 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者本人、所定の親族または日常的に介護している方が所有する自家用乗用車など（営業用を除く） レンタカー、社会福祉協議会などの貸出車両、車検・修理時の代車、知人が所有する自家用乗用車など タクシー、福祉有償運送車両
割 引 率	5割（他の割引と重複できません）	
有 効 期 間	初回登録時は、障がい者本人の2回目の誕生日まで。 更新手続きは、有効期限の2か月前から行うことができます。	
手 続 き に 必 要 な も の	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳または療育手帳 運転免許証（障がい者本人が運転する場合） <p>【ETCを利用する場合、下記のものがが必要です】</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録を希望する車の車検証 ETCカード（障がい者本人名義のもの。未成年のときは、親権者または後見人名義のもの） ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETCセットアップ申請書・証明書など） 	
申 請 窓 口 ・ 問 い 合 わ せ	福祉課 障がい福祉係（本庁舎） 地域振興課 福祉保健係（挾間庁舎・湯布院庁舎） 有料道路会社共同のオンライン申請窓口 https://www.expressway-discount.jp ※オンライン申請をする場合は、 <u>マイナンバーカードのご用意とマイナポータルへの登録</u> が必要です。 【制度についての問い合わせ】 西日本高速道路株式会社（☎0120-924-863）	

※レンタカーや社会福祉協議会などの貸出車両、車検・修理時の代車、知人が所有する自家用乗用車などは、ETC専用レーンやスマートインターチェンジでは、障がい者割引を利用できません。

※タクシーや福祉有償運送車両での障がい者割引の利用を希望される場合は、タクシー会社などに障がい者割引を利用できるか必ず事前にご確認ください。

●NHK 放送受信料の減免

障がいのある方を対象に、NHK 放送受信料が減免されます。

	全額免除	半額免除
対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯全員が市民税（住民税）非課税の場合	次のいずれかに該当する方が世帯主で、かつ受信契約者の場合 ①視覚障がいまたは聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方 ②身体障害者手帳 1・2 級をお持ちの方 ③療育手帳 A1・A2 をお持ちの方 ④精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方
手 続 き に 必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・各種障がい者手帳 ・印かん 	
申請手続きの流れ	①下記の窓口に申請書を提出し、免除事由の証明を受けてください。 ※申請書は、下記の窓口にあります。 ②証明を受けた申請書を NHK に郵送（提出）してください。 ③NHK で免除事由確認のうえ、折り返し「受理通知書」が送付されます。	
申請窓口・問い合わせ	福祉課 障がい福祉係（本庁舎） 地域振興課 福祉保健係（挾間庁舎・湯布院庁舎） 【受信料についての問い合わせ】 NHK 大分放送局営業部（☎097-533-2830）	

●携帯電話基本料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が申し込む回線の利用料金が、割引になります。割引率や割引内容などは、各携帯電話会社により異なります。詳しくは、各携帯電話会社にお問い合わせください。

問い合わせ 各携帯電話会社、支店、ショップ

●郵便料金

区 分	内 容		料 金
第 4 種郵便物	点字郵便物 特定録音物等郵便物		3kg まで：無料
心身障がい者用 低料第 3 種郵便物	心身障がい者 団体が発行す るもの	新聞 (月 3 回以上発行)	50g まで：8 円 +50g ごとに 3 円増(上限 1kg)
		その他の定期刊行物 (年 4 回以上発行)	50g まで：15 円 +50g ごとに 5 円増(上限 1kg)
ゆうパック	点字ゆうパック 聴覚障がい者用ゆうパック ※サイズは、縦・横・高さの合計		60 サイズ：100 円 80 サイズ：210 円 100 サイズ：320 円 120 サイズ：420 円 140 サイズ：520 円 160 サイズ：630 円 170 サイズ：730 円
ゆうメール	心身障がい者用ゆうメール		150g まで： 92 円 250g まで：110 円 500g まで：150 円 1kg まで：180 円 2kg まで：230 円 3kg まで：310 円
青い鳥郵便はがき (通常郵便はがき)	身体障害者手帳 1・2 級または療育手帳 A1・A2 をお持ちの方で、受付期間内に最寄りの郵便局(簡易郵便局を除く)に申し出た方へ通常郵便はがき 20 枚を無償で配布します。 ※受付期間は、毎年 4 月 1 日～5 月 31 日です。		
問 い 合 わ せ	郵便局窓口		

※郵便料金の減免・各種サービスについては、要件や申請などが必要な場合があります。詳しくは、郵便局窓口にお問い合わせください。

7. 障害者総合支援法のサービス利用



●障害福祉サービス

日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があります。

具体的には、家庭などで利用できる「訪問系サービス」、入所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設などに入所して利用できる「居住系サービス」があります。また、地域生活への移行や地域生活の継続を支援する地域相談支援のサービスもあります。

◆対象者

身体障害者手帳をお持ちの方、知的障がいまたは精神障がい（発達障がいを含む）のある方、難病等により一定の障がいのある方

◆訪問系サービス・・・在宅で訪問を受けたり、通所などで利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時などに移動に必要な情報提供（代筆、代読を含む）、移動の援護などの支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	就労定着支援	一般企業などで働くようになった人に、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。
	自立生活援助	施設や共同生活援助などを利用していた人が一人暮らしを始めたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、定期的に訪問して必要な助言などの支援をします。

◆日中活動系サービス・・・入所施設などで昼間の活動を支援するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型・B型	一般企業などで働くことが困難な人に、働く場を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

◆居住系サービス・・・入所施設などの住まいの場におけるサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活の援助を行います。
	宿泊型自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、居室などを利用してもらい、日常生活能力向上のための支援や相談などを行います。

◆地域相談支援・・・地域生活への移行や地域生活の継続を支援します。

サービスの名称	内 容
地域移行支援	施設に入所している人や精神科病院に入院している人などの地域生活への移行に向け、必要な相談や福祉サービス事業所への同行支援などを行います。
地域定着支援	居宅で単身で生活する障がい者などと常時連絡が取れる体制を確保し、緊急時の相談などを行います。

◆市内事業所一覧

《居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護》

事業所の名称	所在地	電話番号
(福) 大分県社会福祉事業団 ヘルパーステーション のぞみ	由布市挾間町挾間 614-1	097-583-0350
(福) 若山会 ヘルパーステーション わかば	由布市挾間町向原 1212-2	097-540-7806
(有) 湯布商事 ヘルパーステーション 花の里	由布市庄内町西 414	097-529-5300
(有) ウェルケア ヘルパーステーション 虹	由布市湯布院町川北 1005-1	0977-84-4186
NPO 法人 SAKURA 会 ホームヘルプサービスセンター ほほえみ	由布市湯布院町川南 11-1	0977-85-2687

《行動援護、同行援護》

事業所の名称	所在地	電話番号
NPO 法人 SAKURA 会 ホームヘルプサービスセンター ほほえみ	由布市湯布院町川南 11-1	0977-85-2687

《短期入所（ショートステイ）》

事業所の名称	所在地	電話番号
(福) 大分県社会福祉事業団 大分県のぞみ園	由布市挾間町赤野 339-1	097-583-0350
(福) 庄内厚生館 久保更生園	由布市庄内町西長宝 1426-1	097-582-1213
(福) 庄内厚生館 木埋学園	由布市庄内町西長宝 1426-2	097-582-1212
(福) 庄内厚生館 緑の家	由布市庄内町西長宝 1445	097-582-1214
(福) 和幸会 向陽学園 短期入所施設	由布市庄内町小挾間 1027-1	097-582-0550
(福) 寿永会 障害者支援施設 小松寮	由布市庄内町高岡 2379-13	097-582-3834

《自立生活援助》

事業所の名称	所在地	電話番号
(福) 大分県社会福祉事業団 相談支援センター こだま	由布市挾間町挾間 614-1	097-547-8162

※由布市外の事業所については、福祉課にお問い合わせください。

《生活介護》

事業所の名称	所在地	電話番号
(福) 大分県社会福祉事業団 大分県のぞみ園	由布市挾間町赤野 339-1	097-583-0350
(福) 庄内厚生館 久保更生園	由布市庄内町西長宝 1426-1	097-582-1213
(福) 庄内厚生館 木埋学園	由布市庄内町西長宝 1426-2	097-582-1212
(福) 庄内厚生館 障害者支援施設 緑の家	由布市庄内町西長宝 1445	097-582-1214
(福) 和幸会 向陽学園	由布市庄内町小挾間 1027-1	097-582-0550
(福) 寿永会 障害者支援施設 小松寮	由布市庄内町高岡 2379-13	097-582-3834
(一社) あした天気になあれ 富山型デイサービス あした天気になあれ	由布市湯布院町川上 3571	0977-84-2208
(有) ウェルケア デイサービスセンター 虹	由布市湯布院町川北 1006-1	0977-84-4186

《就労継続支援 A 型》

事業所の名称	所在地	電話番号
(福) 庄内厚生館 多機能型事業所 希望の家	由布市庄内町西長宝 1417	097-582-1215
(福) つわ蒔会 庄内製畳	由布市庄内町柿原 664-1	097-582-2297
NPO 法人 SAKURA 会 HOHO,CoLtd	由布市湯布院町川南 11-1	0977-85-2687
NPO 法人 リプル 由布の麓 Rok	由布市湯布院町川上字木床 2245-2	0977-76-5215

《就労継続支援 B 型》

事業所の名称	所在地	電話番号
NPO 法人 森の家 「森の家・高崎」	由布市挾間町高崎 250	097-583-6404
(同) ぼちぼち 就労継続支援 B 型事業所 ノーサイド	由布市挾間町向原 44-10	097-547-7001
(福) 庄内厚生館 多機能型事業所 希望の家	由布市庄内町西長宝 1417	097-582-1215
NPO 法人 ばらの会作業所シャローム ばらの会作業所 シャローム	由布市湯布院町川南屋敷 313-2	0977-85-2971
NPO 法人 SAKURA 会 ほほえみ工房	由布市湯布院町川南 11-1	0977-85-2687
NPO 法人 リプル 由布の麓 Rok	由布市湯布院町川上字木床 2245-2	0977-76-5215

《施設入所支援》

事業所の名称	所在地	電話番号
(福) 大分県社会福祉事業団 大分県のぞみ園	由布市挾間町赤野 339-1	097-583-0350
(福) 庄内厚生館 久保更生園	由布市庄内町西長宝 1426-1	097-582-1213
(福) 庄内厚生館 木埋学園	由布市庄内町西長宝 1426-2	097-582-1212
(福) 庄内厚生館 障害者支援施設 緑の家	由布市庄内町西長宝 1445	097-582-1214
(福) 和幸会 向陽学園	由布市庄内町小挾間 1027-1	097-582-0550
(福) 寿永会 障害者支援施設 小松寮	由布市庄内町高岡 2379-13	097-582-3834

《共同生活援助（グループホーム）》

事業所の名称	所在地	電話番号
(福) 和幸会 グループホーム こうよう荘	由布市挾間町古野字藤ノ平 1106-34	097-582-0550
(福) 庄内厚生館 みどり荘・第2みどり荘・第3みどり荘	由布市庄内町西長宝 1418	097-582-1211
(福) 庄内厚生館 グループホーム あじさい	由布市庄内町西長宝 1352	097-582-0035
(福) つわ露会 グループホーム 庄内	由布市庄内町柿原 664-1	097-582-3778
NPO 法人 SAKURA 会 ほほえみの里	由布市湯布院町中川 162-2	0977-85-5285
(一社) リール グループホーム ぐらん	由布市湯布院町川北 2181-1	0977-84-7160

《地域移行支援、地域定着支援》

事業所の名称	所在地	電話番号
(福) 由布市社会福祉協議会 由布市障がい者相談支援センター	由布市庄内町庄内原 365-1	097-582-2756
(福) 庄内厚生館 障がい者相談支援センター こうせいかん	由布市庄内町東長宝 613-1	097-582-2213

※由布市外の事業所については、福祉課にお問い合わせください。

●障害児通所支援

障害児通所支援は、心身に障がいのある児童に対して、生活能力の向上や集団生活への適応、社会との交流促進などの療育訓練を行う支援です。

◆対象者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病等のため通所による療育が必要な児童

◆サービスの内容

サービス	対象	内 容
児童発達支援	・小学校に就学する前の児童	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	・小学校に就学する前の肢体不自由がある児童	児童発達支援や治療を行います。
放課後等デイサービス	・小学生 ・中学生 ・高校生	放課後または学校の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	・保育所や小学校などに通っている児童 ・児童養護施設などに入所している児童	発達支援を行う施設の職員が、集団生活を営む施設（保育所、小学校、児童養護施設など）を訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	・重度の障がいなどにより外出が困難な児童	外出が困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の支援、知識技能の付与などの支援を行います。

◆市内事業所一覧

≪児童発達支援≫

事業所の名称	所在地	電話番号
NPO 法人 石城コミュニティースペース庵 石城こどもステーション みらいあ	由布市挾間町来鉢 61	097-547-8915
NPO 法人 P-Spread Japan 陣屋ガーデン	由布市挾間町鬼瀬 971-6	097-583-8080
(株) スイミー フレデリック	由布市挾間町古野 1085-2	097-583-3005
(一社) あした天気になあれ 富山型デイサービス あした天気になあれ	由布市湯布院町川上 3571	0977-84-2208

≪放課後等デイサービス≫

事業所の名称	所在地	電話番号
NPO 法人 石城コミュニティースペース庵 石城こどもステーション みらいあ	由布市挾間町来鉢 61	097-547-8915
(同) ゆかな 放課後等デイサービス あお	由布市挾間町北方 53	097-578-7445
(同) ゆかな 放課後等デイサービス Sui	由布市挾間町向原字中津留 308	097-583-3133
NPO 法人 P-Spread Japan 陣屋ガーデン	由布市挾間町鬼瀬 971-6	097-583-8080
(株) スイミー フレデリック	由布市挾間町古野 1085-2	097-583-3005
(株) 小野屋 放課後サポート倶楽部 ケルン	由布市挾間町向原字中津留 387-6	097-529-7333
(株) 小野屋 放課後サポート倶楽部 らいん	由布市庄内町西長宝 1	097-582-3510
(株) 小野屋 放課後サポート倶楽部 かのん	由布市庄内町大龍 2211-1	097-535-7876
(一社) あした天気になあれ 富山型デイサービス あした天気になあれ	由布市湯布院町川上 3571	0977-84-2208
(一社) 若葉会 放課後等デイサービス シャロム	由布市湯布院町川北 894- 66	0977-85-8669

※由布市外の事業所については、福祉課にお問い合わせください。

●地域生活支援事業

障がいのある方が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、由布市が実施しています。

◆対象者

身体障害者手帳をお持ちの方、知的障がいまたは精神障がい（発達障がいを含む）のある方、難病等により一定の障がいのある方

◆サービスの内容

サービスの名称	内 容	利用者負担
障がい者相談支援	障がいに係るさまざまな相談に応じ、情報提供や援助を行います。	無料
コミュニケーション支援	聴覚障がいのある人に、手話通訳者や要約筆記者などを派遣します。 ※詳しくは、62 ページをご覧ください。	無料
移動支援	屋外での移動が困難な障がい児・者に、外出のための支援を行います。	原則として 費用の 1 割 ※収入等に応じて、 利用者負担上限額 が設定されます。
日中一時支援	障がい児・者に、日中活動の場を提供します。介護者の一時的な休息のための利用もできます。	
訪問入浴サービス	重度の身体障がいにより家庭での入浴が困難な人に、入浴サービスを提供します。	
地域活動支援センター （Ⅱ型）	障がいのある人に、日中活動の場として機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを提供します。	無料
地域活動支援センター	障がいのある人に、日中活動の場として創作的活動や生産活動の機会を提供します。	
重度障害者等就労支援 特別事業	重度障がいのある人に、通勤支援や職場などでの支援を行います。	原則として 費用の 1 割
体験的宿泊事業 （居室確保事業）	地域での自立生活を希望する障がいのある人に、一人暮らしに向けた宿泊体験の機会を提供します。	※収入等に応じて、 利用者負担上限額 が設定されます。

◆事業所一覧

《移動支援》

事業所の名称	所在地	電話番号
(福) 大分県社会福祉事業団 ヘルパーステーション のぞみ	由布市挾間町挾間 614-1	097-583-0350
(有) 湯布商事 ヘルパーステーション 花の里	由布市庄内町西 361	097-529-5300
(有) ウェルケア ヘルパーステーション 虹	由布市湯布院町川北 1005-1	0977-84-4186
NPO 法人 SAKURA 会 ホームヘルプサービスセンター ほほえみ	由布市湯布院町川南 11-1	0977-85-2687
(福) シンフォニー ヘルパーステーション シンフォニー	大分市大字中尾 603	097-586-5577
(福) 博愛会 第一博愛寮ホームヘルパーステーション	大分市大字野田 759-1	097-549-1321
NPO 法人 SMIS (スマイス) スマイス福祉サービス	大分市上田町 3-4-110 チュリス古国府壺番館 1F	097-547-0151
(医) 天心堂 ホームヘルパーステーション たんぽぽ戸次事業所	大分市大字中戸次字寺ノ内 5111-1	097-597-4788
カラコエ富士見が丘企業組合 ヘルパーステーション カラコエ富士見が丘	大分市富士見が丘西 4-25-5	097-541-1606
(医) 畏敬会 いのべ訪問介護ステーション	大分市府内町 1-3-15 府内 MC ビル	097-540-5115
(有) わだち 福祉サービス わだち	大分市大字三芳 2014-7	097-513-7007
(株) with you ケアステーション そうだ	大分市ふじが丘山手区 117-5	097-568-1326
(一社) 大分障害者地域リハビリテーションセンター ヘルパーステーション 夢のたね	大分市東津留 1-11-21	097-556-6070
(同) 未来 ヘルパーステーション みらく	大分市豊饒 2-4-19-105	097-511-7233
(有) ドゥーイット シーン ライブケアステーション	大分市東野台 2-1	097-574-6613
(同) ゆーあい ヘルパーステーション ゆめ	別府市北浜 3-1-17-204	0977-80-1610
(福) みずほ厚生センター ホームヘルプサービスセンター 四季の郷	臼杵市大字江無田 1119-5	0972-64-0177
クオリーサポートおおいた(株) ひとサポ	速見郡日出町大字大神 2161-31	0977-75-9972

※この一覧の事業所は、由布市が契約している事業所です。この一覧に掲載されていない事業所の利用を希望される場合は、福祉課にご相談ください。

《日中一時支援》

事業所の名称	所在地	電話番号
(福) 大分県社会福祉事業団 大分県のぞみ園 (18歳以上のみ)	由布市挾間町赤野 339-1	097-583-0350
(福) 博愛会 第一博愛寮	大分市大字野田 759-1	097-549-1321
(株) EC ワークスクエア	大分市賀来北 2-16-38	097-549-5007
(福) 大分県福祉会 うえの園	大分市東大道 2-3-3	097-546-3551
(福) 大分県福祉会 清明あけぼの学園 (18歳未満のみ)	大分市東大道 2-3-3	097-546-3771

《訪問入浴サービス》

事業所の名称	所在地	電話番号
(福) 若草会 創生の里 訪問入浴サービス	大分市野田 306-2	097-594-2824

《地域活動支援センター》

事業所の名称	所在地	電話番号
(福) 聖母の騎士会 地域活動支援センター 優和 (Ⅱ型)	臼杵市野津町大字都原 3590-1	0974-32-7060
(福) 大分県社会福祉事業団 地域活動支援センター ふれあいサロンのぞみ	由布市挾間町挾間 614-1	097-547-8162

《重度障害者等就労支援特別事業》

事業所の名称	所在地	電話番号
(有) ドゥーイット シーン ライブケアステーション	大分市東野台 2-1	097-574-6613

《体験的宿泊事業（居室確保事業）》

事業所の名称	所在地	電話番号
(福) 庄内厚生館 生活支援宿泊所 生活ホーム	由布市庄内町西長宝 1859- 13	097-582-2213

※この一覧の事業所は、由布市が契約している事業所です。この一覧に掲載されていない事業所の利用を希望される場合は、福祉課にご相談ください。

●サービスを利用するまでの流れ

下記の流れで、サービスの利用開始となります。

※18歳未満の場合、②③は不要です。

① 相談・申請

◎指定特定相談支援事業所または指定障害児相談支援事業所に相談します。

◎必要なサービスを選び、市に申請します。

② 訪問調査

◎申請受付後、調査員が現在の生活や障がいの状況などについて、ききとり調査を行います。

③ 審査判定

※介護給付などの障害支援区分の認定が必要なサービスを利用する場合のみ必要です。

◎調査結果に基づき、コンピュータで障害支援区分を判定します。(一次判定)

◎一次判定をもとに、調査時の特記事項や医師の意見書を参考に、市の審査会で判定を行います。
(二次判定)

◎判定後、障害支援区分を認定します。

④ サービス等利用計画案の作成

◎相談支援事業所がサービス等利用計画案を作成し、市に提出します。

⑤ 福祉サービス受給者証の交付

◎障害支援区分、申請者の要望や介護する人の状況、サービス等計画案をもとにサービスの利用量などが決定されます。

◎決定内容については「支給決定通知書」で通知され、サービス等の利用に必要な情報を記載した「福祉サービス受給者証」が交付されます。

⑥ サービス等利用計画の作成

◎支給決定の内容に基づいて、相談支援事業所がサービス等利用計画を作成し、市に提出します。

⑦ サービスの利用

◎利用する事業所と契約を結び、サービスの利用を開始します。

◆市内相談支援事業所一覧

障害福祉サービスまたは障害児通所支援を利用する場合は、下記の相談支援事業所にご相談ください。18歳以上の方は「障がい者」に●がついている相談支援事業所、18歳未満の方は「障がい児」に●がついている相談支援事業所を利用することができます。

事業所の名称	所在地	電話番号	障がい者	障がい児
(福)大分県社会福祉事業団 相談支援センター こだま	由布市挾間町挾間 614-1	097-547-8162	●	●
(福)由布市社会福祉協議会 由布市障がい者相談支援センター	由布市庄内町庄内原 365-1	097-574-5786	●	●
(福)庄内厚生館 障がい者相談支援センター こうせいかん	由布市庄内町東長宝 613-1	097-582-2213	●	●
(一社)SWrs STAND BY. 相談センター COMPASS	由布市庄内町西長宝 1735	090-8351-8962	●	●
NPO 法人 SAKURA 会 特定相談支援事業所 ほほえみ	由布市湯布院町川上 2956-4	0977-85-2770	●	

※由布市外の事業所については、福祉課にお問い合わせください。

●サービスを利用したときにかかる費用

【18歳以上の方】

利用者は費用の1割を負担することになります。ただし、本人および配偶者の収入等に応じて、ひと月の自己負担上限額が決められています。

区分	世帯の収入状況	ひと月の自己負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯で、所得割16万円未満 ※収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。 ※施設入所者(20歳以上)、グループホーム利用者、宿泊型自立訓練利用者は、「一般2」になります。	9,300円
一般2	上記以外の市民税課税世帯	37,200円

【18歳未満の方】

利用者は費用の1割を負担することになります。ただし、障がいのある児童の保護者が属する世帯全員の収入等に応じて、ひと月の自己負担上限額が決められています。

区分	世帯の収入状況	ひと月の自己負担上限額	
生活保護	生活保護世帯	0円	
低所得	市民税非課税世帯	0円	
一般1	市民税課税世帯で、所得割28万円未満 ※収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。	居宅生活の利用者	4,600円
		施設入所者(20歳未満)	9,300円
一般2	上記以外の市民税課税世帯	37,200円	

サービス事業所マップ



相談支援

計画相談支援

- | | | |
|----|---------------------|--------------|
| ②⑤ | こだま | 挾間町挾間614-1 |
| ②⑥ | 由布市障がい者
相談支援センター | 庄内町庄内原365-1 |
| ②⑦ | こうせいかん | 庄内町東長宝613-1 |
| ②⑧ | COMPASS | 庄内町西長宝1735 |
| ②⑨ | ほほえみ | 湯布院町川上2956-4 |

地域生活支援事業

日中一時支援

- | | | |
|---|---------|--------------|
| ① | 大分県のぞみ園 | 挾間町赤野339-1 |
| ② | 木埋学園 | 庄内町西長宝1426-2 |

地域活動支援センター

- | | | |
|----|----------------|------------|
| ②⑤ | ふれあいサロン
のぞみ | 挾間町挾間614-1 |
|----|----------------|------------|

障害福祉サービス

短期入所（ショートステイ）

施設入所支援

- ① 大分県のぞみ園 挾間町赤野339-1
- ② 久保更生園 庄内町西長宝1426-1
- ② 木埋学園 庄内町西長宝1426-2
- ② 緑の家 庄内町西長宝1445
- ③ 向陽学園 庄内町小挾間1027-1
- ④ 小松寮 庄内町高岡2379-13

共同生活援助（グループホーム）

- ⑬ こうよう荘 挾間町古野字藤ノ平1106-34
- ② みどり荘 庄内町西長宝1418
- ② あじさい 庄内町西長宝1352
- ⑦ 庄内 庄内町柿原664-1
- ⑭ ほほえみの里 湯布院町中川162-2
- ⑮ ぐらん 湯布院町川北2181-1

生活介護

- ① 大分県のぞみ園 挾間町赤野339-1
- ② 久保更生園 庄内町西長宝1426-1
- ② 木埋学園 庄内町西長宝1426-2
- ② 緑の家 庄内町西長宝1445
- ③ 向陽学園 庄内町小挾間1027-1
- ④ 小松寮 庄内町高岡2379-13
- ⑤ あした天気になあれ 湯布院町川上3571
- ⑥ デイサービスセンター 虹 湯布院町川北1006-1

就労継続支援A型

- ② 希望の家 庄内町西長宝1417
- ⑦ 庄内製畳 庄内町柿原664-1
- ⑧ HOHO,CoLtd 湯布院町川南11-1
- ⑨ 由布の麓 Rok 湯布院町川上字木床2245-2

就労継続支援B型

- ⑩ 「森の家・高崎」 挾間町高崎250
- ⑪ ノーサイド 挾間町向原44-10
- ② 希望の家 庄内町西長宝1417
- ⑫ シャローム 湯布院町川南屋敷313-2
- ⑧ ほほえみ工房 湯布院町川南11-1
- ⑨ 由布の麓 Rok 湯布院町川上字木床2245-2



障害児通所支援

放課後等デイサービス

- ⑬ みらいあ 挾間町来鉢61
- ⑬ あお 挾間町北方53
- ⑳ Sui 挾間町向原字中津留308
- ⑰ 陣屋ガーデン 挾間町鬼瀬971-6
- ⑱ フレデリック 挾間町古野1085-2
- ㉑ ケルン 挾間町向原字中津留387-6
- ㉒ らいん 庄内町西長宝1
- ㉓ かのん 庄内町大龍2211-1
- ⑤ あした天気になあれ 湯布院町川上3571
- ㉔ シャロム 湯布院町川北894-66

児童発達支援

- ⑬ みらいあ 挾間町来鉢61
- ⑰ 陣屋ガーデン 挾間町鬼瀬971-6
- ⑱ フレデリック 挾間町古野1085-2
- ⑤ あした天気になあれ 湯布院町川上3571

8. 社会参加の促進

●手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がいのある方の日常生活または大会、講演会などで手話通訳者・要約筆記者を必要とするときに派遣します。

対象者	由布市に住所を有する 聴覚障がいのある方（個人）	大会・講演会の主催者
手続・ 申込先	直接、大分県聴覚障害者協会に申込をしてください。 大分県聴覚障害者協会 〒870-0907 大分市大津町 1-9-5 ☎097-551-2152 FAX：097-556-0556	
派遣費用	無料。 ただし、派遣時間中の交通費、入場料などの経費については、対象者（申請者）の負担になります（会場までの通訳者などの交通費は不要です）。	料金については、大会・講演会などの内容により必要経費の負担をお願いする場合がありますので、事前に大分県聴覚障害者協会にご確認ください。

※原則として、派遣希望日の5日前までに申請してください。ただし、緊急の場合はその限りではありません。

※利用の際には、必ず住所・名前・電話番号・FAX 番号を記入してください。

●盲ろう者通訳介助員の派遣

視覚および聴覚に障がいのある方に通訳介助員を派遣します。

対象者	由布市に住所を有する方で、視覚障がいと聴覚障がいの重複により身体障害者手帳の総合等級が2級以上で、通訳介助員が必要と認められる方	
手続・ 申込先	直接、大分県聴覚障害者協会に申込をしてください。 大分県聴覚障害者協会 〒870-0907 大分市大津町 1-9-5 ☎097-551-2152 FAX：097-556-0556	
派遣費用	無料。 ただし、派遣時間中の交通費、入場料などの経費については、対象者（申請者）の負担になります（会場までの介助員の交通費は不要です）。	

※原則として、派遣希望日の1週間前までに申請してください。ただし、緊急の場合はその限りではありません。

※利用の際には、必ず住所・名前・電話番号・FAX 番号を記入してください。

●点字図書、録音図書の貸出・閲覧

大分県点字図書館では、点字図書や録音図書の貸出と閲覧を行っています。ここでは、対面朗読などのプライベートサービスや点訳・音訳奉仕員の養成も行っています。

施設の名称	所在地	電話番号	FAX
大分県点字図書館	大分市中島東 1-2-28 (大分県盲人福祉センター内)	097-538-0399	097-538-0537

●字幕入り DVD 等の貸出・閲覧

大分県聴覚障害者センターでは、テレビ番組などに字幕や手話を挿入した DVD などの貸出と閲覧を行っています。

施設の名称	所在地	電話番号	FAX
大分県聴覚障害者センター	大分市大津町 1-9-5	097-554-1335	097-544-1336

●大分県立図書館 障がい者宅配貸出サービス

来館による貸出サービスを利用することが困難な県内在住の方へ、宅配による貸出サービス(無料)を実施しています。

対 象 者	身体障害者手帳	視覚、両下肢、体幹、移動機能	1・2 級
		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1・3 級
		免疫、肝臓	1～3 級
	療育手帳	A1・A2	
	精神障害者保健福祉手帳	1・2 級	
	介護保険被保険者証	要介護 5	
利用について	貸出冊数：一人につき 5 冊 貸出期間：宅配に要する期間を含めて 30 日間		
問い合わせ	大分県立図書館 (☎097-546-9972 FAX：097-546-9985)		

●緊急時の通報先

◆事件・事故・・・大分県警察本部

FAX110番	FAX：097-538-3110 E-mail：toyonokuni110@pipopa.ne.jp
---------	---

※FAX を送信する場合は、住所・氏名・電話番号または FAX 番号・被害現状・現場近くの目印となる建物（ガソリンスタンド）などを記入し、送信してください。

◆火災・救急・・・由布市消防本部

利用できる地域	由布市内
対象者	由布市内に居住または通勤・通学している方で、聴覚障がいや音声・言語機能障がいなどにより電話による 119 番通報が困難な方
利用方法	FAX119 通報 ※事前登録は不要 ①FAX119 通報用紙に、あらかじめ住所・氏名などを記入しておく。 ※通報用紙は、市ホームページからダウンロードできます。 ② <u>緊急時に FAX 番号「119」で FAX する。</u> ③消防署から返信 FAX が届く。
	メール 119 通報 ※ <u>事前登録が必要</u> ①由布市消防本部 警防課（挟間）に事前登録をする。 ※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。 ②登録完了通知書（通報用メールアドレス）を受け取る。 ③あらかじめメール（住所・氏名・通報内容など）を作成しておく。 ④緊急時に通報用のメールアドレスにメールする。 ⑤消防署から返信メールが届く。
申請窓口・問い合わせ	由布市消防本部 警防課（挟間） ☎097-583-1500 FAX：097-583-2014（問い合わせ用）

●ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病、妊娠初期の方など、外見からはわからなくても配慮や援助を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

ヘルプマークを身につけた方を見かけたら、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

詳しくは、大分県ホームページをご覧ください。



対象者	障がいのある方、難病の方、認知症の方、妊娠している方など、外出時などに周囲の方の配慮が必要な方
配布場所	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課 障がい福祉係（本庁舎） ・地域振興課 福祉保健係（挾間庁舎・湯布院庁舎） ・大分県障害者社会参加推進室 ・大分県障害者社会参加推進センター など
問い合わせ	大分県障害者社会参加推進室（☎097-506-2725） 福祉課 障がい福祉係（本庁舎）

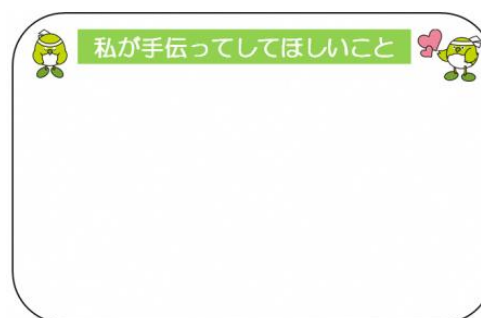
●ヘルプカード

内部障がいや難病など、外見からはわからなくても配慮や援助を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのものです。「ちょっと手助けが必要な方」と「ちょっと手助けをしたい方」を結ぶカードです。

詳しくは、大分県ホームページをご覧ください。



ヘルプカード（おもて面）



ヘルプカード（うら面）

対象者	誰でも無料で持つことができますが、次のような方を想定しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方 ・難病の方 ・高齢者 ・妊娠中の方
配布場所	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課 障がい福祉係（本庁舎） ・地域振興課 福祉保健係（挾間庁舎・湯布院庁舎） ・大分県障害者社会参加推進室 ・保健所 ・大分県身体障害者更生相談所 など
問い合わせ	大分県障害者社会参加推進室（☎097-506-2725） 福祉課 障がい福祉係（本庁舎）

●大分あったか・はーと駐車場利用証制度

公共施設や店舗などの車いすマーク駐車場を適正に利用するために、障がいのある方や高齢の方などで歩行が困難な方へ大分県が共通の利用証を交付します。



《対象者》以下の基準に該当し、歩行が困難な方

障がいの区分等			手続きに必要なもの	
① 身体障がいのある方	視覚障がい	1～4 級	身体障害者手帳	
	聴覚障がい	聴 覚		2・3 級
		平衡機能		3・5 級
	肢体不自由	上 肢		1・2 級
		下 肢		1～6 級
		体 幹		1～3・5 級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能		1・2 級
		移動機能		1～6 級
	心臓機能障がい	1・3・4 級		
	じん臓機能障がい	1・3・4 級		
	呼吸器機能障がい	1・3・4 級		
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1・3・4 級		
小腸機能障がい	1・3・4 級			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1～4 級			
肝臓機能障がい	1～4 級			
②知的障がいのある方（療育手帳A1・A2）			療育手帳	
③精神障がいのある方（精神障害者保健福祉手帳 1 級）			精神障害者保健福祉手帳	
④高齢者（要介護 1～5）			介護保険被保険者証	
⑤難病患者（特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証）			特定疾患医療受給者証 特定医療費（指定難病）受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証	
⑥妊産婦（妊娠 7 か月～産後 12 か月の方） ※多胎児妊娠の場合は、妊娠 6 か月～産後 18 か月の方 ※妊娠 5 か月から事前に申請できます。			母子健康手帳	
⑦けが人（けがにより車椅子または杖などを使用する方）			診断書など、身分証明書	
⑧その他（医師診断書などにより必要と認められる方）			診断書など、身分証明書	
申請窓口・問い合わせ	大分県福祉保健企画課（☎097-506-2591） 中部保健所 由布保健部（☎097-582-0660） 福祉課 障がい福祉係（本庁舎） 地域振興課 福祉保健係（挾間庁舎・湯布院庁舎）			

※代理の方が申請する場合は、その方の身分証明書の呈示が必要です。

※市役所の福祉担当課窓口でも申請できますが、利用証の発行までに 2 週間程度かかります。

なお、大分県福祉保健企画課・中部保健所 由布保健部では、原則として即日交付しています。

●「駐車禁止除外指定車標章」の交付

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方（下記の表に該当する方）が使用している車については、駐車禁止規制の対象から除外する「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受けることができます。

ただし、対象となる場所は公安委員会が指定した駐車禁止場所に限られ、標章の掲出が必要です。駐停車禁止場所や法定の駐車禁止場所（交差点の前後5m以内など）には駐車できませんので、ご注意ください。

障がいの区分等		対象となる障がいの等級	
身体障害者手帳	視覚障がい	1～3級 4級の1（視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの）	
	聴覚障がい	2・3級	
	平衡機能障がい	3級	
	肢体不自由	上肢	1級 2級の1（両上肢の機能の著しい障がい） 2級の2（両上肢のすべての指を欠くもの）
		下肢	1～4級
		体幹	1～3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1・2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）
		移動機能	1～3級
	心臓機能障がい	1・3級	
	じん臓機能障がい	1・3級	
	呼吸器機能障がい	1・3級	
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1・3級	
	小腸機能障がい	1・3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1～3級	
肝臓機能障がい	1～3級		
療育手帳	A1・A2		
精神障害者保健福祉手帳	1級		
手続きに必要なもの	下記の窓口にお問い合わせください。		
申請窓口・問い合わせ	大分県警察本部 交通規制課（☎097-536-2131）		

※障がいの等級は総合等級ではなく、個別の等級です。

※小児慢性特定疾病医療受給者証の疾病名欄により色素性乾皮症であることが確認できる方も対象となります。

※戦傷病者手帳をお持ちの方も対象となる場合がありますので、上記の窓口にお問い合わせください。

●由布市相談支援ファイル「スクラム」

「スクラム」は、お子さんの成長の記録・あゆみで、お子さんの得意なこと、苦手なこと、今どんな支援を必要としているのかなどを、お子さんに関わる方々に知ってもらうためのファイルです。入園・入学の際の引き継ぎや福祉サービスを利用する際に活用することができます。詳しくは、下記にお問い合わせください。

問い合わせ 学校教育課（☎097-582-1179）

●福祉車両を配車しているタクシー事業者等

事業者名	所在地	電話番号	FAX
福祉タクシー青葉	湯布院町川上 3674-2	090-1516-7335	0977-84-5815

※由布市外の事業者については、「障がい者福祉のしおり（大分県）」をご確認ください。

＜大分県ホームページ＞➡＜組織からさがす＞➡＜福祉保健部＞➡＜障害福祉課＞
➡＜1 障がい者福祉のしおり（障がい福祉サービス、各種手当等の概要）＞

9. 相談窓口

●身体障害者相談員

身体障害者手帳をお持ちの方の日常生活に関する相談をお受けしています。また、身体障害者手帳をお持ちでない体の不自由な方の相談もお受けしています。お気軽にご相談ください。

挾間	工藤 康 則 (☎097-583-1109)	水沼 正 夫 (☎097-583-0404)
庄内	宮崎 義 美 (☎097-582-0720)	小 懸 夕 子 (☎097-582-1958)
湯布院	佐藤 清 八 (☎0977-85-2580)	羽田野 幸 一 (☎0977-84-2987)

●知的障害者相談員

知的障がいのある方の日常生活に関する相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

庄内	秋吉 美 香 (☎090-7462-4295)
湯布院	立川 喜美恵 (☎0977-84-4043)

●緊急時の連絡先（緊急時入所支援）

介護者の病気や事故、通夜、葬儀などにより障がいのある方が一時的に自宅で生活できなくなったときは、下記にご連絡ください。短期入所（ショートステイ）の受け入れなどの連絡調整などを行います。

時間帯	機関名	電話番号
	所在地	
月曜日～金曜日の午前9時～午後5時	由布市役所 福祉課 由布市庄内町柿原 302	097-582-1265
月曜日～金曜日の午後5時～翌午前9時 土曜日・日曜日・祝日・年末年始	(福)大分県社会福祉事業団 相談支援センター こだま 由布市挾間町挾間 614-1	097-594-2850

●大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター（障がい者110番）

障がいを理由とする差別や人権、財産に対する侵害などの相談に応じるため、相談窓口を設置しています。相談は無料です。

所在地	大分市大津町 2-1-41（大分県総合社会福祉会館内）
来所相談時間	月曜日～金曜日（祝日・年末年始は休み） 午前8時30分～午後5時
相談番号	☎097-558-7005 FAX：097-558-7005

※内容によっては弁護士などの専門家が相談に応じます。秘密は守ります。

※専門相談は事前予約が必要です。

●各種専門相談窓口一覧

相談内容	機関名	電話番号	FAX
	所在地		
こころの健康相談	精神保健福祉相談	097-541-6290	
	こころの電話相談	097-542-0878	
児童に関する相談	大分県中央児童相談所	097-544-2016	097-546-1399
	大分市荏隈町 2-3-1 (大分県こども・女性相談支援センター内)		
保健に関する相談	中部保健所 由布保健部	097-582-0660	097-582-0691
	由布市庄内町柿原 337-2		
知的・精神障がいのある方の金銭管理等	由布市社会福祉協議会	097-582-2756	097-582-2878
	由布市庄内町庄内原 365-1 (由布市ほのぼのプラザ内)		
身体障がいに関する相談	大分県身体障害者福祉センター	097-558-4849	097-558-0316
	大分市大津町 2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)		
視覚障がいに関する相談	大分県盲人福祉センター	097-532-8450	097-532-8230
	大分市中島東 1-2-28		
聴覚障がいに関する相談	大分県聴覚障害者センター	097-554-1335	097-554-1336
	大分市大津町 1-9-5		
発達障がいに関する相談	大分県発達障がい者支援センター 「イコール」	097-578-6952	097-578-6953
	大分市中戸次 5628-1		
子どもの発達障がいに関する相談	子どもの発達支援コンシェルジュ こどもセンター かおるおか	097-574-6106	097-574-6107
	大分市大字神崎 404-17		
医療的ケア児に関する相談	大分県医療的ケア児支援センター 大分市大手町 3-1-1	090-4052-0750	
夜間・休日の緊急的な精神科医療の相談	精神科救急情報センター	097-541-1179	平日：17時～9時 休日：9時～翌9時
さまざまな悩み相談	大分いのちの電話	097-536-4343	24時間
	自殺予防いのちの電話（無料）	0120-783-556	毎日16時～21時 毎月10日8時～翌8時
高次脳機能障がいに関する相談	諏訪の杜病院	097-567-1277	097-567-3066
	大分市津守 888-6		
難病に関する相談	別府リハビリテーションセンター	0977-67-1711	0977-67-1712
	別府市鶴見 1026-10		
難病に関する相談	大分県難病相談・支援センター	097-578-7831	097-578-7832
	大分市東春日 1-1 NS大分ビル 2階		

相談内容	機関名	電話番号	FAX
	所在地		
介護に関する正しい知識・技術の相談	大分県社会福祉介護研修センター	097-552-6888	097-552-6868
	大分市明野東 3-4-1		
認知症に関する専門医療相談（認知症疾患医療センター）	緑ヶ丘保養園	097-593-3888	097-593-1245
	大分市丹生 1747	097-521-2000	097-521-0420
	河野脳神経外科病院		
	大分市大字森町字花ノ木通 511-1		
向井病院	0977-23-2200	0977-26-4152	
別府市南立石 232			
認知症に関する相談	認知症と家族の会 大分県支部	097-552-6897	097-552-6897
大分市明野東 3-4-1			
矯正施設からの退所者に関する相談	大分県地域生活定着支援センター	097-536-5105	097-536-5106
大分市府内町 1-6-11			
小財ビル 201			
福祉サービスに関する苦情	大分県福祉サービス運営適正化委員会	097-558-0301	097-558-6001
大分市大津町 2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)			
障がい者虐待通報	由布市福祉課	097-582-1111	097-582-1343
	大分県障害者権利擁護センター	097-506-2728	097-506-1740
障がいのある方の就職に関する相談	障害者就業・生活支援センター 大分プラザ	097-574-8668	097-574-8667
	大分市金池南 1-9-5 (博愛会地域総合支援センター内)		
障がいのある方の芸術文化活動の支援	おおいた障がい者芸術文化支援センター	097-533-4505	097-533-4013
	大分市高砂町 2-33 iichiko 総合文化センター4 階		
障がいのある方の結婚に関する相談	大分県身体障害者福祉協会	097-551-9775	097-551-9775
	大分市大津町 2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)		
親なきあとに関する相談	ふれあいサロン のぞみ	097-547-8162	
由布市挾間町挾間 614-1			
成年後見制度に関する相談	大分市成年後見センター	097-547-7774	097-547-7773
	大分市金池南 1-5-1 J:COM ホルトホール大分 3 階		
	由布市社会福祉協議会	097-574-5786	097-574-5922
由布市庄内町庄内原 365-1 (由布市ほのぼのプラザ内)			
障がいのある方の歯科診療	大分県口腔保健センター	097-547-8833	097-547-8833
	大分市王子新町 6-1 (大分県歯科医師会館内)		

●関係行政機関一覧

機関名	所在地	電話番号	FAX
大分県障害福祉課	大分市大手町 3-1-1	097-506-2723	097-506-1740
大分県障害者社会参加推進室	大分市大手町 3-1-1	097-506-2725	097-506-1736
大分県中部保健所 由布保健部	由布市庄内町柿原 337-2	097-582-0660	097-582-0691
大分県身体障害者更生相談所	大分市大字玉沢 908 (こころとからだの相談支援センター内)	097-542-1209	097-541-6627
大分県知的障害者更生相談所	大分市大字玉沢 908 (こころとからだの相談支援センター内)	097-542-3117	097-541-6627
大分県精神保健福祉センター (ハートコムおおいた)	大分市大字玉沢 908 (こころとからだの相談支援センター内)	097-541-5276	097-541-6627
大分県中央児童相談所	大分市荏隈町 2-3-1 (大分県こども・女性相談支援センター内)	097-544-2016	097-546-1399
ハローワーク大分	大分市都町 4-1-20	097-538-8609	097-537-8609
大分障害者職業センター	大分市皆春 1483-1 (ポリテクセンター大分内)	097-503-6600	097-503-6601
大分税務署	大分市中島西 1-1-32	097-532-4171	
大分県税事務所 自動車税管理室	大分市大津町 3-4-13 (交通会館 2 階)	097-552-1121	
大分年金事務所	大分市東津留 2-18-15	097-552-1211	097-552-2349

●その他関係機関一覧

機関名	所在地	電話番号	FAX
全国健康保険協会 大分支部	大分市金池南 1-5-1 J:COM ホルトホール大分 2 階	097-573-5630	097-573-5640
大分県社会福祉協議会	大分市大津町 2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)	097-558-0300	097-558-1635
由布市社会福祉協議会	由布市庄内町庄内原 365-1 (由布市ほのぼのプラザ内)	097-582-2756	097-582-2878
由布支援学校	由布市庄内町西長宝 1796	097-582-0326	097-582-0291

<由布市ホームページ>

●「暮らしの情報」コーナー

由布市ホームページに、障がい福祉に関する情報を掲載しています。

<由布市ホームページ> ➡ <暮らしの情報> ➡ <福祉・介護> ➡ <障がい者>
(<https://www.city.yufu.oita.jp/kurashi/fukusikaigo>)



●申請書ダウンロード

由布市に届け出などをするときに使用する様式の一部は、ホームページからダウンロードできます。提供する様式は、PDF ファイルで作成しています。

<由布市ホームページ> ➡ <暮らしの情報> ➡ <申請書ダウンロード>
➡ <障がい福祉に関する申請書・様式>



(https://www.city.yufu.oita.jp/kurashi/fukusikaigo/fukusikaigo_cate_8/kenko_fukushi)

～ 問い合わせ先 ～

【本庁舎】

由布市福祉事務所 福祉課 障がい福祉係

〒879-5498

由布市庄内町柿原 302 番地（新館 1 階）

TEL : 097-582-1265（直通）

FAX : 097-582-1343

E-mail : fukusi@city.yufu.lg.jp

【挾間庁舎】

挾間振興局

地域振興課 福祉保健係

〒879-5592

由布市挾間町向原 128 番地 1

TEL : 097-583-1111（代表）

【湯布院庁舎】

湯布院振興局

地域振興課 福祉保健係

〒879-5192

由布市湯布院町川上 3738 番地 1

TEL : 0977-84-3111（代表）